

平成26年度

第17回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成26年12月9日 (火)
開会13時35分 閉会14時35分

場 所 教育委員室

平成26年度
第17回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第1号議案 教育庁の管理職人事について
- 第2号議案 教職員の懲戒処分について

(2) 報 告

- ①平成26年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について
- ②情緒障害児短期治療施設及び入所児童に対する教育的支援について
- ③平成26年度大分県子ども読書活動コンクール及び
第2回大分県子どもと本をつなぐネットワークフォーラムについて
- ④平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

(3) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	委員長	松 田 順 子
	委員長職務代理者	林 浩 昭
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	首 藤 照 美
	委員	高 橋 幹 雄
	教育長	野 中 信 孝

欠席委員なし

事務局	理事兼教育次長	河 野 盛 次
	教育次長	落 合 弘
	教育次長	大 城 久 武
	教育改革・企画課長	佐 野 壽 則
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	教育財務課長	岡 田 雄 志
	福利課長	大 石 尚 志
	義務教育課長	後 藤 榮 一
	生徒指導推進室長	江 藤 義
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	高校教育課長	高 畑 一 郎
	社会教育課長	曾根崎 靖
	人権・同和教育課長	甲 斐 順 治
	文化課長	山 口 博 文
	体育保健課長	蓑 田 智 通
	教育改革・企画課主幹	勝 尾 裕 美
	教育改革・企画課主査	石 丸 一 輝

2 傍聴人

6 名

開会・点呼

(松田委員長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成26年度 第17回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(松田委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、岩崎委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(松田委員長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。
会議の終了は15時10分を予定しております。
よろしく申し上げます。

議 事

(松田委員長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第1号議案及び第2号議案については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第1号議案及び第2号議案については、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【報 告】

①平成26年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(松田委員長)

では、報告第1号「平成26年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」報告をしてください。

(野中教育長)

報告第1号について、ご説明します。報告書の3ページをお開きください。

平成26年第4回定例県議会に上程された議案のうち、教育委員会関係分として、中ほどの議案名にある「職員の給与に関する条例等の一部改正について」など5議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から教育委員会の意見を求められました。

本来なら知事への回答にあたり、教育委員会で議決していただくところですが、日程の都合上、協議できませんでしたので、大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第3条第1項に基づき教育長が臨時代理として処分しました。報告書2ページのとおり、異議のない旨回答しましたので、同条第2項に基づき、本委員会に報告いたします。

各議案の内容等につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくをお願いします。

(藤本教育人事課長)

第120号議案「職員の給与に関する条例等の一部改正について」、ご説明いたします。資料の4ページから68ページに該当議案を掲載しております。なお、説明は改正の概要で行いますので、資料の73ペー

ジをご覧ください。資料の太枠で囲んでいる部分が教育委員会に係る部分です。

最初に、「1 職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）」は、平成26年給与改定にかかるものです。まず、「(1) 給料表改定」につきましては、人事委員会勧告に基づき、改定を行うものです。次に「(3) 勤勉手当」につきましては、人事委員会勧告に基づき、年間の支給割合を0.15月分引き上げるものです。なお、平成26年6月期は既に支給されておりますので、12月期の支給割合を0.15月分引き上げ、一般職につきましては現行の0.675月から0.825月とし、部・次長級に相当する特定幹部職員につきましては、現行0.875月から1.025月とするものです。

次に、「2 職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）」は、給与制度の総合的見直しに伴う改正です。国においては、給料表を平均2%引き下げる給与制度の総合的見直しを実施するよう、人事院勧告が行われました。人事委員会は、国に準じて給料表を同じく引き下げるよう勧告を行いましたので、これを尊重し、平成27年4月1日から平均2%引き下げるものです。併せて、地域間の給与配分を見直し、人事異動を円滑に行うために、各種手当を改正する人事委員会勧告が行われましたので、これを踏まえ、改定するものです。まず、「(1) 給料表改定」につきましては、人事委員会勧告に基づき平均2%引き下げるものです。次に「(3) 地域手当」につきましては、人事委員会勧告に基づき、東京都特別区の支給割合を18%から20%に、大阪市については15%から16%になど、支給割合を級地の区分に応じて改定するものです。次に(4)及び(7)の「単身赴任手当」につきましては、基礎額を3万円に改定し、また、加算額につきましては、これまで職員と配偶者の住居の距離が1,500km以上離れている場合、月額4万5千円を支給することになっておりましたが、新たに最高区分を2,500km上とし、月額の限度額も7万円とし、再任用職員に対しても同手当を支給できるよう改めるものです。次に「(5) 管理職員特別勤務手当」につきましては、管理監督職員が災害等緊急対応のために平日の午前0時から午前5時までに勤務した場合、人事委員会勧告に基づき、勤務1回につき6千円を上限として人事委員会規則で定める額を支給するものです。次に「(6) 勤勉手当」につきましては、平成27年度以降につきまして、支給月数を6月期、12月期ともに、一般職員は0.75月に、特定幹部職員は0.95月に改めるものです。

資料の75ページをご覧ください。7と8の「特別職の常勤職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正」についてです。まず、7の平成26年給与改定につきまして、国の特別職においては、平成26年の給与改定のうち、給料月額の変更は行われませんでしたので、これに準じて、給料月額の引き上げは行わないこととし、期末手当について国の

特別職及び一般職に準じて、年間の支給割合を0.15月引き上げるものです。平成26年12月期の支給割合につきまして、現行1.55月から1.7月とし、平成27年度以降の支給割合につきまして、6月期は現行1.4月から1.475月に、12月期は現行1.7月から1.625月に改めるものです。次に、8の給与制度の総合的見直しに伴う改正につきましては、平成27年4月1日から、国の特別職及び県の一般職に準じて、給料月額を2%引き下げるものです。なお、常勤の特別職につきましては、既にこれまで一般職の給与改定に準じて、1.2%減じておりますことから、これに2%を加えて、合計3.2%減じるものです。また、この取扱いにつきましては、附則において、平成32年3月31日までの間又は任期の末日のいずれか早い日までの間、現給保障する取扱いになっています。

次に、11の「附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正」についてです。非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者については、月額26,800円以内で、予算で定められた範囲内で任命権者が定める額を支給することになっておりますが、平成27年4月1日から、一般職の給与改定に準じて、この上限を26,200円とするものです。

次に、76ページをご覧ください。12の「学校職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正」についてです。メリハリのある教員給与体系を推進するため、国において義務教育費国庫負担金を見直したことから、本県においても、これらを踏まえ、教員特殊業務手当の改定を行うものです。国の予算措置に準じ、資料の①～⑤の手当額を概要のとおり増額するものです。次に、13の「技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」についてです。再任用職員の単身赴任手当について、人事委員会勧告に基づき、再任用職員が単身赴任をした場合、新たに手当を措置するものであります。最後に、17と18の「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正」についてです。給料の切替えに伴う経過措置については、平成30年3月31日までの間、その差額に相当する額を超えない範囲内において、定める額を支給するというものです。

第120号議案につきましては、以上です。

続きまして、第121号議案「職員の退職手当に関する条例等の一部改正について」、ご説明いたします。資料の69ページに該当議案を掲載しております。なお、説明は改正の概要で行いますので、資料の93ページをご覧ください。

職員の退職手当につきましては、第120号議案「職員の給与に関する条例等の一部改正について」の中でご説明いたしました給与制度の総合的な見直しの影響により、給与月額を算定基礎とする退職手当の基本額の支給水準が平均で2%低下することから、退職手当の調整額の引上

げを行い、現行の退職手当の支給水準の維持を図るものです。職員の退職手当については、退職日の給料月額や勤続年数、退職理由等により算出する基本額に、退職前の職責5年分に応じて加算することとされている調整額を加えて算出することとなっており、今回の改正は調整額の第1号区分から第7号区分までの金額を、それぞれ増額改定するものです。また、第7号区分については、これまで勤続期間24年以下の退職者には支給しないこととしていたものを、支給の対象とするものです。

次に、特別職の常勤職員及び教育長の退職手当についてです。特別職の常勤職員及び教育長の退職手当につきましても、一般職員に準じて給与水準が2%低下することから、一般職員との均衡を図るため、当分の間、退職手当の額に1.02を乗じて得た額を支給するものです。なお、施行期日は給与制度の総合的見直しの実施に併せて、平成27年4月1日からとしています。

以上でございます。

(岡田教育財務課長)

報告資料の70ページにあります、第135号議案「大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について」、ご説明いたします。資料97ページをお開きください。

「1 改正内容」ですが、大分県立山香農業高等学校及び大分県立日出暘谷高等学校を廃止するものです。

「2 改正理由」ですが、「高校改革推進計画」に基づき、この2校を統合し、平成25年4月に新たな日出総合高等学校を開校したことに伴い、山香農業高等学校及び日出暘谷高等学校は、平成25年度から生徒の募集を停止しており、平成24年度以前に入学した生徒が27年3月で卒業しますので、両校を廃止するものです。

「3 施行期日」ですが、平成27年4月1日としています。

また、次のページに新旧対照表を掲げておりますので、参考としてご覧願います。

以上でございます。

(山口文化課長)

報告資料71ページをお開きください。第136号議案「大分県立芸術会館の設置及び管理に関する条例の廃止について」、ご説明いたします。本議案は、大分県立美術館の設置に伴い、大分県立芸術会館を廃止するため、大分県立芸術会館の設置及び管理に関する条例を廃止するものです。資料99ページをお開きください。

「1 芸術会館の設置条例の廃止」について、ご説明いたします。平成27年4月に県立美術館が開館することとなり、美術館としての使命を終えることから、芸術会館を廃止するものです。

続きまして、「2 関係条例の整備」について、ご説明いたします。大分県立芸術会館協議会条例の廃止につきましては、芸術会館の廃止に伴い、芸術会館の円滑な運営を図るため、博物館法の規定に基づき設置していた同協議会の役割もなくなることから、その廃止を行うものです。大分県使用料及び手数料条例の一部改正につきましては、芸術会館の廃止に伴い、別表第1の大分県立芸術会館の項を削る一部改正を行うものです。

「3 施行期日」につきましては、平成27年4月1日としています。以上でございます。

(岡田教育財務課長)

72ページにあります、第5号報告「訴えの提起について」、ご説明いたします。詳しくは資料を用意しておりますので、100ページをお開きください。

本件は県立盲学校への遺贈に係るものです。まず、1の「経緯」ですが、県立盲学校の第2代校長、森清克氏の孫にあたる森章氏が、自身の所有するマンションの土地・建物を県立盲学校に遺贈する旨の遺言書を作成した後、本年3月15日頃に亡くなりました。

遺贈物件については、次の2に示していますとおり、東京都港区の六本木ヒルズレジデンスB棟1905号室です。

1の「経緯」に戻りまして、県はこの遺贈を受けることとし、唯一の相続人である兄の森一弘氏に対し、所有権移転登記に同意するよう交渉してきました。その一方で、本件不動産の所有権を保全するため、9月12日には東京地裁に処分を禁止する旨の仮処分を申立て、同月25日に決定を得ました。これに対して、同氏から東京地裁に対し、県から訴えを提起するよう申立てがあったため、10月15日付けで同地裁から1か月以内の提起を命ずる起訴命令を受けたところです。

訴えの提起は、本来議会の議決が必要ですが、今回は1か月以内に訴えを提起しなければ、処分を禁止する仮処分が取り消されるため、早急に提起する必要がありましたので、11月7日に知事の専決処分を行い、同月13日に訴えを提起したものです。

訴えの内容は、3に記載のとおりですが、提起の理由は、あくまでも遺言者の遺志に沿い、当該不動産を盲学校のために役立てること、また相手方の申立による裁判所からの起訴命令に対応し、1か月以内に提起する必要があったことから、やむなく行なったということです。

なお、「4 今後のスケジュール」ですが、来年1月に第1回口頭弁論が行われ、裁判期間は約1年程度の見通しです。

以上でございます。

(松田委員長)

何かご意見・ご質問等はありませんか。

(林職務代理者)

部活動手当の支給について、どのような実態となっていますか。

(藤本教育人事課長)

部活動手当については、生徒に対する指導業務で週休日等に行うものに対し、従事した時間数の区分に応じ支給しています。

②情緒障害児短期治療施設及び入所児童に対する教育的支援について

(松田委員長)

では、報告第2号「情緒障害児短期治療施設及び入所児童に対する教育的支援について」報告をしてください。

(後藤特別支援教育課長)

資料1ページをご覧ください。1に、この施設の概要をお示ししています。情緒障害児短期治療施設は、児童福祉法第43条の2に基づく施設で、医療の観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う児童福祉施設です。法令上は、「軽度の情緒障害を有する児童」とありますが、入所する児童は(2)にお示したとおり、被虐待経験などにより社会生活の課題を生じている児童や、二次的に適応が困難になっている発達障がい児、心身症等により不登校の問題が生じている児童などです。このような子どもたちを対象とする施設の重要性につきましては、(3)にお示したように、国は「子ども・子育てビジョン」で、平成26年度までに全国で47か所設置を数値目標としており、県では、「安心・活力・発展プラン2005」で情緒障害児短期治療施設の設置促進を明記しています。

このような状況を受け、続く2の(2)にお示したとおり、本県初の情緒障害児短期治療施設が来年4月1日に開設されることが予定されています。施設の名称は、「大分こども心理療育センター愛育学園はばたき」です。定員は30名ですが、現在、児童相談所が開設当初の入所児を調整中です。以上が施設開設に関する説明ですが、では、施設入所の子どもたちへの教育はどうするかを続いてご説明します。2ページをご覧ください。

これまで、施設開設に伴う学校教育をどうするかについて、大分市教育委員会と協議を重ね、施設併設校の新設が必要という意見の一致を見まして、大分市立小・中学校の分校を、施設開設に併せて新設するという結論に至りました。完成予想図をお示ししていますが、施設本体は中央部の大きな建物で、学校は施設に隣接する左側の建物というイメージ

です。

そこで、学校新設に関する県教育委員会の対応ですが、まず（１）として、特別支援学級新設等の検討があります。大分市教育委員会は施設併設校の新設に際し、特別な教育課程を編成して入所児の実態に適した教育を行うことが必要との立場から、特別支援学級の設置を想定しているようです。現在、学校新設に係る人員配置等について大分市教育委員会と協議中です。

また、学校開設は大分市教育委員会のもとで進められますが、施設での治療を終えて退所する子どもたちは、県内各地の小・中学校に在籍することとなり、転校先の学校では、心因的な問題の理解に基づいた適切な関わりを行うことが求められます。そこで、（２）の県内小・中学校の特別支援教育コーディネーターの専門性向上のための研修や、（３）の特別支援学校の巡回相談担当教員による県外施設の訪問を本年度内に実施し、必要な情報や適切な対応例を獲得させ、情緒障がいのある子どもたちに対する現在、そして今後の支援に生かしてもらおうと考えています。

以上で、ご報告を終わります。

（松田委員長）

何かご意見・ご質問等はありませんか。

（首藤委員）

資料の「（２）施設入所対象の児童の標準的な状態像」の「二次的に適応が困難になっている発達障がい児」の様子を、もう少し詳しく説明してください。

（後藤特別支援教育課長）

ケース・バイ・ケースですが、不適切な言動がある、授業中に外に出る等の不適応な状態が見られる子どもたちです。

（首藤委員）

施設併設校という説明がありましたが、これまで、院内学級を置いた例もあり、そのようなものと考えればよいでしょうか。

（後藤特別支援教育課長）

そのように考えていただいて結構です。すぐ隣に施設があり、医療の対応がすぐにできるため、施設隣接校となりました。

（松田委員長）

大分市に施設が開設され、その定員があるでしょうから、外部からは

入りにくいのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

(後藤特別支援教育課長)

児童相談所の措置によって施設に入所しますので、大分県内すべての地域から施設に入所することになります。また、治療が終わりましたら、それぞれの地域へ帰っていきます。

③平成26年度大分県子ども読書活動コンクール及び第2回大分県子どもと本をつなぐネットワークフォーラムについて

(松田委員長)

では、報告第3号「平成26年度大分県子ども読書活動コンクール及び第2回大分県子どもと本をつなぐネットワークフォーラムについて」報告をしてください。

(曾根崎社会教育課長)

資料1ページをご覧ください。まず、「大分県子ども読書活動コンクール」について、ご説明します。趣旨は1のとおりですが、学校をはじめ関係者の読書活動に対する意欲を引き出すために、公募のコンクール方式による表彰として実施しています。

募集部門は3のとおり、学校の部「読書活動」・「学校図書館を活用した授業実践」、社会教育施設等の部、団体及び個人の部の計3部門4区分です。4の「賞」については、各区分毎に優秀賞を3、そのうち最優秀を1としています。公募の結果、6のとおり合計で18の応募がありました。11月21日に、民間を含む委員により厳正かつ公正に審査いただき、2ページの一覧のとおり入賞者が決定しました。

学校の部「読書活動」の最優秀校は由布市立西庄内小学校、優秀校は津久見市立保戸島小学校及び臼杵市立下南小学校です。同じく「学校図書館を活用した授業実践」の最優秀校は佐伯市立佐伯小学校、優秀校は豊後大野市立三重中学校及び県立大分上野丘高等学校です。「読書活動」最優秀校の由布市立西庄内小学校は、保護者を巻き込んだ子どもの読書環境の充実に向けた取組や、読書を促す環境づくりなどが高い評価を得ました。また、「学校図書館を活用した授業実践」最優秀校の佐伯市立佐伯小学校は、全教職員で計画的に取り組む姿勢や、ボランティア、PTA活動と連携し、授業を支える読書環境を整備する体制が高い評価を得ました。

団体及び個人の部については8つの団体が応募し、日田市の「エホント」が最優秀となりました。絵本をきっかけに親子のコミュニケーションを深めるための特色ある活動などが高く評価されました。コンクール

受賞者の表彰につきましては、このあと説明します「第2回大分県子どもと本をつなぐネットワークフォーラム」の中で行います。

資料3ページをご覧ください。「子どもと本をつなぐネットワークフォーラム」についてです。このフォーラムは、子どもの読書活動を支える優れた実践の紹介とともに、講演会・分科会等の機会を提供することにより、情報共有と関係者の資質向上を図り、子どもの読書活動の一層の推進をめざすもので、12月13日（土）に、県立図書館において開催します。参加は、県下の読書ボランティア団体などの市民グループをはじめ、図書館、学校、行政関係者などですが、入場無料であり、一般の御来場も歓迎いたします。

内容は、午前中に、「大分県子ども読書活動コンクール」の表彰式と講演会を行います。講演会の講師は、東京を拠点に児童文庫活動に長年携わるとともに、学校図書館を考える全国連絡会世話人などとして活躍されている広瀬恒子さんです。午後には、高校生によるビブリオバトルと分科会を行います。ビブリオバトルとは、自分のおすすめ本の魅力を紹介するプレゼンテーション大会で、今回は、別府鶴見丘高校、別府青山高校、大分商業高校、佐伯豊南高校から1名ずつの生徒が参加します。また、分科会では、子どもの読書活動に関わる人のネットワークとビブリオバトルをテーマに、県内先行事例の発表や意見交換を行います。

以上でございます。

(松田委員長)

何かご意見・ご質問等はありませんか。

(岩崎委員)

コンクールへの応募数が少ないようですが、今後どのように取り組んでいきますか。

(曾根崎社会教育課長)

各市町村教育委員会やホームページ等を通して案内をしてきました。昨年度入賞を逃した学校等にも再度応募を呼びかけましたが、応募にはつながりませんでした。来年度に向けては、広く広報するとともに、優秀な取組をしており、これまで応募したけれども入賞を逃したところに、再度早めに呼びかけ、応募数を増やしていきたいと考えています。

(松田委員長)

今年は2回目ということですが、1回目の応募はどのくらいありましたか。

(曾根崎社会教育課長)

1回目は41の応募がありました。学校の部では、「読書活動」が第1回は6校、第2回も6校、「学校図書館を活用した授業実践」が第1回は9校、第2回は4校でした。「学校図書館を活用した授業実践」への応募が減っていますが、授業での活用に活発に取り組んでいる学校も多いため、特に重点的に呼びかけを行っていきたいと考えています。

(松田委員長)

図書館の充実に取り組んでいる学校は多くあります。応募が増えるよう募集について考えてほしいと思います。文部科学省も子どもの読書に関する表彰を行っているのでしょうか。

(曾根崎社会教育課長)

文部科学大臣表彰があります。大分県子ども読書コンクールの受賞者を中心に、文部科学省表彰への推薦へつなげていこうと考えています。24年度まで実施していた子ども読書の県表彰には学校部門がありませんでしたが、25年度からのコンクールで学校部門を新設し、学校図書館での取組の活性化を図っています。

(松田委員長)

素晴らしい取組だと思いますので、続けてほしいと思います。

④平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

(松田委員長)

では、報告第4号「平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」報告をしてください。

(菘田体育保健課長)

「平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」、ご報告します。まず、資料1ページをご覧ください。

この調査は、全国的な子供の体力の状況を把握・分析することにより、体力向上の施策の改善を図ることを目的として、全国の小学校5年生と中学校2年生を対象に平成20年度から実施しています。調査事項としては、握力や50m走といった8種目の実技に関する調査と質問紙調査を行っています。

次に、2ページ上段の資料1をご覧ください。この表は、平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果における体力合計点での全国順位を示したものです。本調査につきましては、平成20年度から実施しているもので、21年度までは悉皆での調査でしたが、22年度と24年度は20%の抽出調査を行っており、25年度からは再び悉皆調査

として行われています。なお、平成23年度は震災のため、中止となっています。

本県の全国順位についてですが、小5男子9位（九州1位）、小5女子13位（同2位）、中2男子18位（同3位）、中2女子36位（同6位）という結果でした。いずれも過去最高の順位となり、特に小学生については、九州トップレベルを達成することができました。

続いて、下段の資料2をご覧ください。この表は、今年度の体力合計点と5年前の平成21年度の体力合計点の差を「体力合計点の伸び」として示し、その数値が大きい順に都道府県を並べたものです。本県の全国順位についてですが、小5男子2位、小5女子1位、中2男子3位、中2女子1位という結果でした。

資料1では、中2女子は36位という結果をお知らせしましたが、この表からは、中2女子を含め、本県児童生徒の体力が確実に向上していることがおわかりになると思います。

次に、3ページの資料3をご覧ください。本調査では、実技調査に加え、児童生徒や学校に対する質問紙調査も行っています。資料3は学校に対する質問紙調査結果から抜粋したものです。県平均が全国平均を10ポイント以上上回った項目を網掛けにしています。

例えば小学校で見えますと、「体力・運動能力向上の目標設定」を行っている学校は、全国で79.9%に対して、本県は97.5%になっていることがおわかりになると思います。現在、県教育委員会では、目標達成に向けて組織的に取り組む「芯の通った学校組織」の構築を目指しており、その一環として、体力の向上につきましても、学校での組織的・計画的な取組を推進してきたところです。資料3は、こうした県教育委員会の体力向上に向けた取組の裏づけとなるものと判断しており、今回の体力調査結果が向上した大きな要因と捉えています。

最後に、調査結果の考察を申し上げます。本調査結果から、本県児童生徒の体力は確実に向上していることが明らかとなりました。その要因としましては、学校での組織的・計画的な体力向上の取組により、児童・生徒の運動の実施頻度が高まったことが考えられます。今後は、児童・生徒、特に女子中学生の運動の実施頻度を高める工夫を行い、さらに運動好きな児童・生徒を育成していきたいと考えております。

以上でございます。

（松田委員長）

何かご意見・ご質問等はありませんか。

（林職務代理者）

学校の統廃合により、バスなどで通学している子どもが増えていると聞きますが、徒歩通学の距離と体力には関係はあるのでしょうか。また、

そういった調査を行っていますか。

(菘田体育保健課長)

調査は行っていませんが、関係があると認識しています。中学校でも、通学距離が拡大し、車での送迎が行われることから、運動部活動にも少なからず影響が出ています。

(林職務代理者)

女子中学生を心配していましたが、5年前との比較から確実に伸びていることが分かりました。中2女子の全国順位については、これからの期待します。

(松田委員長)

芯の通った学校組織などの様々な取組により、体力が向上してきたことがよく分かりました。体力合計点の伸びが、まさに大分県のがんばりであり、本当にすばらしく喜ばしい結果だと思います。これで気を抜くことなく、今後も取組を継続してください。

(松田委員長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、公開でその他、何かございませんか。

ないようですので、先に非公開と決定しました案件の議事を行います。関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議 案】

第1号議案 教育庁の管理職人事について

(松田委員長)

それでは、第1号議案「教育庁の管理職人事について」提案を求めます。

(説 明)

(松田委員長)

ただ今、提案のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

ただ今、提案のありました第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第2号議案 教職員の懲戒処分について

(松田委員長)

それでは、第2号議案「教職員の懲戒処分について」提案を求めます。

(説 明)

(松田委員長)

ただ今、提案のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第2号議案の承認について、お諮りいたします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

(松田委員長)

最後にこの際、何かありましたら、お願いします。

ないようですので、これで平成26年度第17回教育委員会会議を閉
会します。

お疲れ様でした。

平成26年度第17回大分県教育委員会会議次第

日時 平成26年12月9日(火)

13:35~15:10

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 教育庁の管理職人事について

第2号議案 教職員の懲戒処分について

(2) 報 告

①平成26年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

②情緒障害児短期治療施設及び入所児童に対する教育的支援について

③平成26年度大分県子ども読書活動コンクール及び

第2回大分県子どもと本をつなぐネットワークフォーラムについて

④平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

(3) その他

4 閉 会

報告第一号

平成二十六年第四回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理し処分したので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十六年十二月九日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

教委教改第 1716 号
平成26年11月25日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県教育委員会
委員長 松田 順



議案に対する教育委員会の意見について(回答)

平成26年11月21日付け財第697号で照会のあった上記のこと
について、下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに、異議ありません。

財 第 6 9 7 号

平成26年11月21日

大分県教育委員会

委員長 松 田 順 子 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び、運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議 案 名

- ・ 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ・ 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について
- ・ 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について
- ・ 大分県立芸術会館の設置及び管理に関する条例の廃止について
- ・ 訴えの提起について（専決報告）

2 議案上程県議会

平成26年第4回定例県議会

第百二十号議案

職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十一月二十六日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和三十二年大分県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項第一号中「四十一万九百円」を「四十二万二千三百円」に改め、同項第二号中「五万円」を「五万三百円」に改める。

第二十三条第二項第一号中「百分の六十七・五」を「百分の八十二・五」に、「百分の八十七・五」を「百分の百二・五」に改め、同項第二号中「百分の三十二・五」を「百分の三十七・五」に、「百分の四十二・五」を「百分の四十七・五」に改める。

別表第一から別表第六までを次のように改める。

(6)

別表第一 (第六条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の 区分	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		9 級			
	職務 の級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額									
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600										
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700										
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800										
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900										
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900										
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000										
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100										
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200										
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000										
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100										
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100										
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200										
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900										
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300										
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600										
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000										
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300										
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800										
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300										
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700										
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900										
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400										
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900										
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400										

25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000	
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800	
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400	
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200	
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400		
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100		
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900		
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500		
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200		
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000		
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800		
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400		
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200		
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000		
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600		

(8)

再任	57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200		
用職	58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000		
員以	59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800		
外の	60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600		
職員	61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200		
	62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600			
	63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200			
	64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800			
	65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100			
	66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700			
	67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400			
	68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900			
	69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400			
	70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100			
	71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800			
	72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500			
	73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000			
	74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700			
	75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400			
	76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100			
	77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600			
	78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100	423,300			
	79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800	424,000			
	80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500	424,700			
	81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000	425,200			
	82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700	425,900			
	83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400	426,600			
	84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100	427,300			
	85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600	427,800			
	86	241,000	295,900	344,000	383,900	401,300				
	87	241,700	296,200	344,500	384,500	402,000				
	88	242,400	296,600	344,900	385,100	402,700				

89	243,100	296,900	345,200	385,800	403,200				
90	243,600	297,300	345,600	386,400	403,900				
91	244,100	297,700	346,100	387,000	404,600				
92	244,600	298,100	346,500	387,600	405,300				
93	244,900	298,200	346,700	388,300	405,800				
94		298,500	347,100	388,900					
95		298,900	347,600	389,500					
96		299,300	348,000	390,100					
97		299,500	348,100	390,800					
98		299,800	348,600	391,400					
99		300,200	349,100	392,000					
100		300,600	349,400	392,600					
101		300,800	349,700	393,300					
102		301,100	350,100						
103		301,500	350,500						
104		301,800	350,900						
105		302,000	351,400						
106		302,300	351,800						
107		302,700	352,200						
108		303,000	352,600						
109		303,200	353,100						
110		303,600	353,500						
111		304,000	353,900						
112		304,300	354,200						
113		304,400	354,700						
114		304,700							
115		305,000							
116		305,400							
117		305,600							
118		305,800							
119		306,100							
120		306,400							

(10)

121		306,800							
122		307,000							
123		307,300							
124		307,600							
125		308,000							
再任用職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、臨時職員及び非常勤職員を除く。

別表第二 (第六条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級		1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		職務の級 号給	職員の区分	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級				
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		
	1	137,700	187,200	276,800	333,700	393,700	458,200	25	179,000	247,000	338,100	458,200	25	179,000	247,000	338,100	458,200	26	181,100	249,700	340,000	460,600	26	181,100	249,700	340,000	460,600
	2	138,800	189,700	279,600	335,900	396,600	463,200	27	183,200	252,400	341,900	463,200	27	183,200	252,400	341,900	463,200	28	185,300	255,100	343,800	465,700	28	185,300	255,100	343,800	465,700
	3	140,000	192,100	282,400	338,100	399,500	468,200	29	187,300	257,900	345,800	470,800	29	187,300	257,900	345,800	470,800	30	189,100	260,300	347,500	473,400	30	189,100	260,300	347,500	473,400
	4	141,100	194,500	285,200	340,300	402,300	476,000	31	190,900	262,700	349,200	476,000	31	190,900	262,700	349,200	476,000	32	192,600	265,100	350,900	478,300	32	192,600	265,100	350,900	478,300
	5	142,200	197,000	287,700	342,300	404,600	485,800	33	194,400	267,100	352,300	485,800	33	194,400	267,100	352,300	485,800	34	196,300	269,600	353,800	488,200	34	196,300	269,600	353,800	488,200
	6	143,500	199,300	290,400	344,400	407,400	490,700	35	198,200	272,000	355,300	490,700	35	198,200	272,000	355,300	490,700	36	200,100	274,400	356,800	493,100	36	200,100	274,400	356,800	493,100
	7	144,800	201,600	293,200	346,500	410,200	495,600	37	201,800	276,500	358,200	495,600	37	201,800	276,500	358,200	495,600	38	203,700	278,400	359,600	497,900	38	203,700	278,400	359,600	497,900
	8	146,100	203,800	296,000	348,600	412,900	500,200	39	205,600	280,300	361,000	500,200	39	205,600	280,300	361,000	500,200	40	207,500	282,200	362,400	502,400	40	207,500	282,200	362,400	502,400
	9	147,200	205,900	298,600	350,700	415,600	504,700	41	209,400	283,800	363,300	504,700	41	209,400	283,800	363,300	504,700	42	211,300	285,100	364,500	506,600	42	211,300	285,100	364,500	506,600
	10	148,900	208,200	301,400	352,800	418,400	508,200	43	213,200	286,400	365,800	508,200	43	213,200	286,400	365,800	508,200	44	215,100	287,700	367,000	509,800	44	215,100	287,700	367,000	509,800
	11	150,500	210,500	304,200	354,900	421,200	511,300	45	217,000	288,700	368,200	511,300	45	217,000	288,700	368,200	511,300	46	219,000	290,000	369,400	513,300	46	219,000	290,000	369,400	513,300
	12	152,100	212,800	307,000	357,000	424,000	513,300	47	221,000	291,300	370,700	513,300	47	221,000	291,300	370,700	513,300	48	222,900	292,600	372,000	515,300	48	222,900	292,600	372,000	515,300
	13	153,600	215,000	309,600	359,100	426,800	515,300	49	225,900	295,500	376,500	515,300	49	225,900	295,500	376,500	515,300	50	227,800	296,800	377,800	517,300	50	227,800	296,800	377,800	517,300
	14	155,500	217,400	312,400	361,000	429,600	517,300	51	229,700	299,000	381,800	517,300	51	229,700	299,000	381,800	517,300	52	231,600	300,300	383,100	519,300	52	231,600	300,300	383,100	519,300
	15	157,400	219,800	315,100	362,900	432,400	519,300	53	233,500	303,800	386,500	519,300	53	233,500	303,800	386,500	519,300	54	235,400	305,100	387,800	521,300	54	235,400	305,100	387,800	521,300
	16	159,400	222,200	317,900	364,900	435,200	521,300	55	237,300	307,700	390,000	521,300	55	237,300	307,700	390,000	521,300	56	239,200	309,000	391,300	523,300	56	239,200	309,000	391,300	523,300
	17	161,200	224,500	320,500	366,800	437,700	523,300	57	241,100	311,600	394,000	523,300	57	241,100	311,600	394,000	523,300	58	243,000	312,900	395,300	525,300	58	243,000	312,900	395,300	525,300
	18	163,400	227,300	322,800	368,700	440,300	525,300	59	245,000	315,500	397,000	525,300	59	245,000	315,500	397,000	525,300	60	246,900	316,800	398,300	527,300	60	246,900	316,800	398,300	527,300
	19	165,600	230,200	325,100	370,700	442,900	527,300	61	248,900	319,400	400,000	527,300	61	248,900	319,400	400,000	527,300	62	250,800	320,700	401,300	529,300	62	250,800	320,700	401,300	529,300
	20	167,700	233,100	327,400	372,700	445,500	529,300	63	252,800	322,600	403,000	529,300	63	252,800	322,600	403,000	529,300	64	254,700	323,900	404,600	531,300	64	254,700	323,900	404,600	531,300
	21	169,900	235,800	329,800	374,500	448,100	531,300	65	256,700	326,500	406,000	531,300	65	256,700	326,500	406,000	531,300	66	258,600	327,800	407,300	533,300	66	258,600	327,800	407,300	533,300
	22	172,300	238,600	331,800	376,500	450,700	533,300	67	260,600	330,400	409,000	533,300	67	260,600	330,400	409,000	533,300	68	262,500	331,700	410,600	535,300	68	262,500	331,700	410,600	535,300
	23	174,600	241,400	333,800	378,500	453,300	535,300	69	264,500	334,300	412,000	535,300	69	264,500	334,300	412,000	535,300	70	266,400	335,600	413,300	537,300	70	266,400	335,600	413,300	537,300
	24	176,900	244,200	335,900	380,400	455,900	537,300	71	268,400	338,200	415,000	537,300	71	268,400	338,200	415,000	537,300	72	270,300	339,500	416,600	539,300	72	270,300	339,500	416,600	539,300

(12)

49	224,700	294,000	373,100	421,200	513,000	77	268,000	325,900	396,100
50	226,700	295,300	374,400	422,700	514,500	78	269,200	326,900	396,700
51	228,700	296,600	375,700	424,200	515,900	79	270,500	327,900	397,300
52	230,700	297,800	377,000	425,700	517,400	80	271,800	328,900	397,900
53	232,500	299,000	377,700	427,100	518,600	81	273,200	330,000	398,500
54	234,500	300,200	378,700	428,500	519,800	82	274,500	330,800	399,200
55	236,500	301,500	379,700	429,900	521,000	83	275,800	331,500	399,800
56	238,400	302,800	380,700	431,300	522,200	84	277,100	332,300	400,400
57	240,100	303,900	381,600	432,400	523,200	85	278,300	332,900	400,900
58	241,600	305,100	382,400	433,700	524,200	86	279,500	333,400	401,500
59	243,000	306,300	383,100	435,100	525,200	87	280,800	333,900	402,200
60	244,500	307,500	383,800	436,400	526,200	88	282,100	334,400	402,900
61	245,800	308,600	384,400	437,200	527,300	89	283,100	334,700	403,300
62	247,200	309,700	385,100	438,100	528,200	90	284,300	335,200	
63	248,600	310,800	386,000	439,100	529,100	91	285,500	335,700	
64	250,000	311,900	386,900	440,000	529,800	92	286,700	336,200	
65	251,300	313,000	387,600	440,900	530,700	93	287,800	336,500	
66	252,700	314,100	388,400	441,800	531,600	94	288,800	336,900	
67	254,100	315,200	389,200	442,600	532,500	95	289,800	337,400	
68	255,500	316,300	390,000	443,500	533,400	96	290,800	337,900	
69	256,800	317,400	390,600	444,100	534,400	97	291,400	338,500	
70	258,300	318,500	391,300	444,900	535,300	98	292,300	339,000	
71	259,800	319,600	392,000	445,800	536,200	99	293,200	339,500	
72	261,300	320,700	392,700	446,700	537,100	100	294,100	340,000	
73	262,700	321,500	393,400	447,400	538,100	101	295,000	340,500	
74	264,100	322,600	394,000			102	295,700	341,000	
75	265,500	323,700	394,700			103	296,400	341,500	
76	266,900	324,800	395,400			104	297,100	342,000	

再任
用職
員以
外の
職員

再任
用職
員以
外の
職員

(14)

別表第三 (第六関係)

医 療 職 給 料 表
 一 医 療 職 給 料 表 (一)

職員の区分	職務の職号給	職員の区分				職務の職号給	職員の区分							
		1 級	2 級	3 級	4 級		1 級	2 級	3 級	4 級				
		給料月額	給料月額	給料月額										
再任用職員以外 の職員	1	240,100	325,700	392,600	468,600	325,800	399,400	453,800	518,400	25	325,800	399,400	453,800	518,400
	2	242,600	328,800	395,500	470,900	328,600	401,700	456,100	520,200	26	328,600	401,700	456,100	520,200
	3	245,100	331,900	398,400	473,200	331,400	404,000	458,400	522,000	27	331,400	404,000	458,400	522,000
	4	247,600	335,000	401,300	475,500	334,200	406,300	460,700	523,800	28	334,200	406,300	460,700	523,800
	5	249,900	337,800	404,000	477,800	337,000	408,700	462,900	525,700	29	337,000	408,700	462,900	525,700
	6	253,700	341,100	406,800	480,000	339,400	410,800	465,200	527,500	30	339,400	410,800	465,200	527,500
	7	257,500	344,400	409,600	482,200	341,800	412,800	467,500	529,300	31	341,800	412,800	467,500	529,300
	8	261,300	347,700	412,400	484,400	344,200	414,900	469,800	531,100	32	344,200	414,900	469,800	531,100
	9	264,900	350,700	415,000	486,500	346,600	417,000	471,800	532,700	33	346,600	417,000	471,800	532,700
	10	268,900	353,900	417,700	488,600	349,100	419,000	473,900	534,500	34	349,100	419,000	473,900	534,500
	11	272,900	357,100	420,400	490,700	351,500	421,000	476,000	536,200	35	351,500	421,000	476,000	536,200
	12	276,900	360,300	423,100	492,800	354,000	423,000	478,100	538,000	36	354,000	423,000	478,100	538,000
	13	280,700	363,400	425,600	494,900	356,400	425,100	480,200	539,600	37	356,400	425,100	480,200	539,600
	14	284,700	367,100	428,100	497,000	358,800	427,100	482,000	541,200	38	358,800	427,100	482,000	541,200
	15	288,700	370,700	430,500	499,100	361,200	429,100	483,800	542,600	39	361,200	429,100	483,800	542,600
	16	292,700	374,400	433,000	501,200	363,600	431,100	485,600	544,200	40	363,600	431,100	485,600	544,200
	17	296,500	378,000	435,200	503,300	365,900	433,100	487,300	545,700	41	365,900	433,100	487,300	545,700
	18	300,100	380,700	437,600	505,300	367,400	434,900	489,100	547,100	42	367,400	434,900	489,100	547,100
	19	303,700	383,500	440,000	507,300	368,900	436,700	490,900	548,500	43	368,900	436,700	490,900	548,500
	20	307,300	386,300	442,400	509,300	370,400	438,500	492,700	549,800	44	370,400	438,500	492,700	549,800
	21	311,000	389,200	444,500	511,100	371,900	440,400	494,300	551,000	45	371,900	440,400	494,300	551,000
	22	314,800	391,800	446,900	512,900	373,300	442,200	496,000	552,000	46	373,300	442,200	496,000	552,000
	23	318,500	394,400	449,300	514,800	374,800	444,000	497,800	553,000	47	374,800	444,000	497,800	553,000
	24	322,200	397,000	451,600	516,700	376,300	445,800	499,600	554,000	48	376,300	445,800	499,600	554,000

49	377,600	447,600	501,200	555,000	77	473,700	528,100
50	378,600	449,300	502,500	555,900	78	474,300	529,000
51	379,600	451,100	503,800	556,800	79	474,900	529,900
52	380,600	452,900	505,100	557,700	80	475,400	530,800
53	381,600	454,800	506,400	558,500	81	476,000	531,600
54	382,500	456,000	507,700	559,400	82	476,500	532,500
55	383,400	457,200	509,000	560,300	83	477,000	533,400
56	384,300	458,400	510,300	561,200	84	477,500	534,300
57	385,300	459,600	511,300	562,100	85	477,900	535,100
58	386,200	460,600	512,100	563,000	86	478,500	536,000
59	387,000	461,600	512,900	563,900	87	478,900	536,900
60	387,900	462,600	513,700	564,600	88	479,400	537,800
61	388,700	463,400	514,600	565,500	89	479,900	538,600
62	389,200	464,100	515,400	566,400	90	480,500	
63	389,700	464,800	516,300	567,300	91	481,100	
64	390,200	465,500	517,100	568,200	92	481,500	
65	390,500	466,200	518,000	569,100	93	482,000	
66		466,900	518,900		94	482,600	
67		467,600	519,600		95	483,200	
68		468,300	520,500		96	483,800	
69		468,800	521,400		97	484,300	
70		469,500	522,200				
71		470,200	523,100				
72		470,900	524,000				
73		471,300	524,800				
74		471,900	525,700				
75		472,600	526,600				
76		473,300	527,300				
						293,800	390,600
						336,200	463,700

備考 この表は、医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(16)

口 医 療 職 給 料 表 (二)

職員の 区分	職務の級						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
1	142,400	180,300	215,500	243,700	281,300	330,200	376,400
2	143,800	181,900	217,100	245,300	283,500	332,300	379,100
3	145,200	183,500	218,700	246,900	285,700	334,500	381,800
4	146,600	185,100	220,300	248,500	287,900	336,700	384,500
5	147,800	186,600	221,900	249,900	290,100	338,800	387,000
6	149,600	188,200	223,600	251,500	292,300	341,000	389,700
7	151,300	189,800	225,300	253,000	294,500	343,200	392,400
8	153,000	191,300	227,000	254,600	296,700	345,400	395,100
9	154,700	192,900	228,600	256,000	298,800	347,400	397,300
10	156,400	194,600	230,400	257,500	301,000	349,600	399,600
11	158,100	196,200	232,100	259,000	303,200	351,800	401,800
12	159,900	197,900	233,800	260,500	305,400	354,000	404,100
13	161,400	199,500	235,600	261,900	307,600	355,700	406,200
14	163,300	201,100	237,200	263,800	309,700	357,700	408,200
15	165,300	202,700	238,800	265,700	311,800	359,700	410,300
16	167,200	204,300	240,400	267,500	313,900	361,700	412,500
17	169,100	205,800	241,800	269,200	316,100	363,700	414,300
18	171,000	207,500	243,400	271,100	318,200	365,800	416,300
19	172,800	209,200	244,900	273,000	320,300	367,800	418,400
20	174,700	210,900	246,500	274,900	322,400	369,900	420,500
21	176,600	212,400	248,000	276,700	324,400	371,700	422,300
22	178,100	214,000	249,500	278,600	326,400	373,800	423,900
23	179,600	215,600	251,000	280,500	328,400	375,900	425,500
24	181,100	217,200	252,500	282,400	330,400	378,000	427,100

25	182,700	218,700	253,900	284,300	332,400	379,500	428,600
26	184,200	220,300	255,600	286,200	334,400	381,300	429,900
27	185,700	221,900	257,300	288,100	336,400	383,100	431,200
28	187,100	223,500	259,000	290,000	338,400	384,900	432,500
29	188,700	225,100	260,700	292,000	340,100	386,700	433,800
30	190,000	226,800	262,500	293,900	341,900	388,200	435,000
31	191,300	228,500	264,300	295,800	343,700	389,900	436,200
32	192,600	230,200	266,100	297,700	345,500	391,600	437,300
33	194,000	231,800	267,600	299,500	347,300	393,000	438,500
34	195,400	233,400	269,400	301,300	349,200	394,300	439,700
35	196,800	234,900	271,200	303,100	351,100	395,600	441,000
36	198,200	236,500	273,000	304,900	353,000	396,900	442,200
37	199,300	238,000	274,600	306,500	354,800	398,000	443,500
38	200,600	239,600	276,300	308,200	356,500	399,200	444,300
39	201,900	241,200	278,000	309,900	358,200	400,300	445,000
40	203,200	242,800	279,700	311,600	359,900	401,500	445,800
41	204,400	244,200	281,400	313,400	361,100	402,300	446,400
42	205,600	245,700	283,100	315,100	362,300	403,100	447,100
43	206,800	247,200	284,800	316,800	363,500	403,900	447,900
44	208,000	248,700	286,500	318,500	364,700	404,700	448,700
45	209,200	250,100	288,200	319,700	365,900	405,100	449,300
46	210,300	251,700	289,900	321,200	366,700	405,800	450,100
47	211,400	253,300	291,600	322,700	367,900	406,500	450,900
48	212,500	254,900	293,300	324,300	369,000	407,200	451,500
49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900	452,100
50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600	452,900
51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300	453,700
52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900	454,500
53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500	455,100
54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100	
55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700	
56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300	

再任
用職
員以
外の
職員

(18)

57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800
58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500
59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800	414,100
60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600	414,800
61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000	415,100
62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700	415,600
63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400	416,300
64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100	417,000
65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	417,300
66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200	417,900
67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900	418,600
68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500	419,300
69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000	419,800
70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500	420,400
71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000	421,100
72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500	421,800
73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100	422,300
74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600	
75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200	
76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800	
77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300	
78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,800	
79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,400	
80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,000	
81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,500	
82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,100	
83	240,700	292,200	328,200	349,800	392,700	
84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,300	
85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,000	
86		293,000	329,600	350,900	394,600	
87		293,200	329,800	351,200	395,200	
88		293,400	330,200	351,500	395,800	

89	293,800	330,600	351,900	396,500		
90	294,000	331,000	352,200	397,100		
91	294,200	331,400	352,600	397,700		
92	294,400	331,800	352,900	398,300		
93	294,800	332,200	353,300	399,000		
94	295,000	332,400	353,600	399,600		
95	295,200	332,800	354,000	400,200		
96	295,500	333,100	354,300	400,800		
97	295,900	333,300	354,600	401,500		
98	296,200	333,600	355,000			
99	296,500	333,900	355,400			
100	296,800	334,200	355,800			
101	297,100	334,400	356,300			
102	297,300	334,700	356,700			
103	297,600	335,100	357,100			
104	297,900	335,300	357,500			
105	298,200	335,400	358,000			
106		335,700				
107		336,100				
108		336,300				
109		336,500				
110		336,900				
111		337,300				
112		337,700				
113		337,900				
再任用職員	186,800	213,500	259,300	285,500	327,000	370,000

備考 この表は、保健所、県立学校、市町村立の中学校及び小学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員の他の職員で人事委員会規則で定めるもの適
用する。

(20)

別表第四 (第六系関係)

海 事 職 給 料 表

職員の区分	職員の区分						職務の級	職務の級					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外 の職員	1	140,600	165,200	218,700	262,600	315,300	25	175,700	221,300	264,600	315,800	374,400	419,500
	2	141,600	167,500	220,800	264,400	317,800	26	177,500	222,800	266,400	317,700	376,800	421,200
	3	142,700	169,900	222,800	266,200	320,300	27	179,300	224,300	268,200	319,600	379,200	423,000
	4	143,700	172,200	224,900	268,000	322,800	28	181,100	225,700	270,000	321,500	381,600	424,800
	5	144,700	174,600	226,900	269,600	325,300	29	182,700	227,300	271,700	323,200	383,800	426,000
	6	146,000	177,100	229,000	271,500	327,700	30	184,800	228,400	273,400	324,900	386,000	427,600
	7	147,300	179,500	231,100	273,600	330,200	31	186,900	229,500	275,100	326,700	388,200	429,200
	8	148,600	182,000	233,200	275,600	332,600	32	189,000	230,600	276,700	323,500	390,400	430,900
	9	149,700	184,200	235,400	277,300	335,000	33	190,900	231,800	278,100	330,100	392,300	432,500
	10	151,200	186,600	237,300	280,100	337,500	34	192,800	232,700	279,800	331,700	394,100	433,800
	11	152,800	189,000	239,200	282,800	340,000	35	194,700	233,600	281,400	333,200	395,900	435,100
	12	154,300	191,500	241,100	285,400	342,500	36	196,600	234,500	283,000	334,800	397,700	436,400
	13	155,600	194,000	243,000	288,100	344,900	37	198,400	235,300	284,300	336,400	399,600	437,600
	14	157,100	196,600	244,900	290,900	347,400	38	200,000	236,100	285,700	338,000	401,100	438,600
	15	158,600	199,300	246,800	293,700	349,900	39	201,600	237,000	287,100	339,600	402,600	439,600
	16	160,200	201,900	248,700	296,400	352,400	40	203,200	237,900	288,500	341,200	404,100	440,600
	17	161,600	204,300	250,400	299,000	354,900	41	204,600	238,900	289,800	342,700	405,000	441,000
	18	163,300	207,000	252,300	301,600	357,400	42	206,200	239,800	291,100	344,200	406,300	441,700
	19	165,000	209,700	254,200	304,200	359,900	43	207,800	240,700	292,300	345,700	407,600	442,400
	20	166,700	212,400	256,100	306,800	362,400	44	209,400	241,600	293,500	347,200	409,000	443,100
	21	168,300	215,000	257,800	309,200	364,900	45	210,900	242,400	294,800	348,800	410,500	443,700
	22	170,200	216,600	259,500	310,900	367,300	46	212,200	243,300	296,200	350,200	411,900	444,000
	23	172,100	218,200	261,200	312,600	369,600	47	213,400	244,200	297,600	351,600	413,300	444,600
	24	174,000	219,800	262,900	314,300	372,000	48	214,700	245,100	299,000	353,000	414,700	445,200

49	216,100	245,700	300,500	354,200	416,000	445,800	81	247,400				379,200	434,200
50	217,300	246,400	301,600	355,600	416,900	446,500	82	247,900				379,700	434,800
51	218,500	247,100	302,700	357,100	417,800	447,200	83	248,300				380,200	435,500
52	219,600	247,700	303,800	358,600	418,700	447,900	84	248,800				380,700	436,100
53	220,900	248,100	304,900	360,000	418,900	448,600	85	249,100				381,100	436,500
54	222,200	248,800	305,900	361,400	419,300	449,300	86					381,600	437,000
55	223,500	249,400	307,000	362,800	419,800	450,000	87					382,000	437,700
56	224,700	250,100	308,100	364,200	420,300	450,700	88					382,500	438,400
57	225,800	250,600	309,300	365,100	420,800	451,100	89					383,000	438,600
58	227,000	251,300	310,400	366,300	421,000	451,800	90					383,500	
59	228,200	252,000	311,500	367,500	421,600	452,500	91					384,000	
60	229,400	252,700	312,600	368,800	422,100	453,200	92					384,500	
61	230,600	253,300	313,500	370,000	422,600	453,600	93					384,900	
62	231,700	254,000	314,200	370,600	423,200	454,300	94					385,300	
63	232,700	254,600	315,000	371,200	423,800	455,000	95					385,800	
64	233,800	255,200	315,800	371,800	424,400	455,700	96					386,200	
65	234,500	255,700	316,300	372,200	425,000	456,000	97					386,700	
66	235,500	256,200	317,000	372,700	425,600	456,700	98					387,000	
67	236,400	256,700	317,700	373,200	426,200	457,400	99					387,500	
68	237,500	257,200	318,400	373,700	426,800	458,000	100					387,900	
69	238,600	257,500	319,200	374,000	427,400	458,400	101					388,500	
70	239,500			374,300	427,900	459,000	102					388,800	
71	240,400			374,700	428,500	459,500	103					389,300	
72	241,300			375,000	429,100	460,200	104					389,700	
73	242,200			375,500	429,600	460,500	105					390,300	
74	242,900			375,700	430,200								
75	243,600			376,200	430,800								
76	244,300			376,700	431,400								
77	244,700			377,200	431,900								
78	245,400			377,700	432,500								
79	246,100			378,200	433,200								
80	246,800			378,700	433,800								
								213,100	218,300	248,400	282,500	324,400	353,800

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(22)

別表第五 (第六条関係)

公 安 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額								
	1	160,300	175,900	202,500	242,300	293,400	321,300	350,700	386,700	429,100
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	295,700	323,600	353,000	388,900	431,000
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	298,000	325,900	355,300	391,100	432,900
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	300,300	328,200	357,600	393,200	434,800
	5	167,000	183,200	210,500	249,600	302,300	330,600	359,700	395,100	436,200
	6	168,900	185,500	212,500	251,500	304,600	332,800	361,900	397,100	437,900
	7	170,700	187,800	214,500	253,400	306,900	335,100	364,100	399,100	439,500
	8	172,600	190,100	216,400	255,200	309,200	337,400	366,300	400,900	441,100
	9	174,300	192,300	218,500	256,800	311,300	339,400	368,300	402,800	442,700
	10	176,000	194,900	220,300	258,700	313,600	341,700	370,500	404,800	444,400
	11	177,700	197,400	222,100	260,500	315,900	344,000	372,700	406,900	446,100
	12	179,400	199,900	223,900	262,300	318,200	346,300	374,900	409,000	447,800
	13	181,300	202,300	225,800	264,000	320,300	348,400	377,100	410,800	449,000
	14	183,400	204,100	227,700	265,600	322,600	350,600	379,300	412,900	450,600
	15	185,500	205,900	229,600	267,200	324,900	352,800	381,500	415,000	452,400
	16	187,600	207,700	231,500	268,700	327,200	355,000	383,700	417,100	454,200
	17	189,800	209,600	233,100	270,000	329,200	357,200	385,500	418,900	455,800
	18	192,200	211,500	234,900	271,900	331,500	359,300	387,500	420,600	457,600
	19	194,600	213,400	236,700	273,700	333,700	361,400	389,600	422,300	459,400
	20	197,000	215,200	238,500	275,500	336,000	363,500	391,600	424,000	461,200
	21	199,500	216,900	240,300	277,000	338,100	365,700	393,500	425,700	462,800
	22	201,300	218,700	241,800	278,900	340,200	367,700	395,600	427,300	464,600
	23	203,100	220,500	243,300	280,800	342,300	369,800	397,700	428,800	466,300
	24	204,900	222,300	244,700	282,700	344,400	371,900	399,800	430,400	468,100

25	206,800	224,000	246,100	284,300	346,400	373,800	401,500	431,700	469,600
26	208,600	225,700	247,700	286,500	348,500	375,900	403,600	433,100	471,000
27	210,400	227,400	249,300	288,700	350,600	378,000	405,700	434,700	472,500
28	212,100	229,100	250,900	290,900	352,700	380,100	407,800	436,300	473,800
29	214,000	230,600	252,300	293,200	354,900	382,100	409,400	437,600	475,000
30	215,800	232,400	253,700	295,200	357,000	384,200	411,200	439,300	475,700
31	217,600	234,200	255,200	297,200	359,100	386,300	412,900	441,000	476,400
32	219,400	236,000	256,700	299,200	361,200	388,400	414,600	442,700	477,100
33	221,100	237,600	257,900	301,100	362,900	390,300	416,400	444,100	477,600
34	222,800	239,200	259,400	303,000	365,000	392,400	417,900	445,800	478,400
35	224,500	240,800	260,800	304,900	367,000	394,500	419,500	447,500	479,100
36	226,200	242,300	262,300	306,800	369,100	396,500	421,100	449,100	479,900
37	227,700	243,700	263,500	308,700	371,100	398,200	422,500	450,500	480,500
38	229,500	245,200	265,000	310,600	373,200	399,700	424,000	451,200	481,200
39	231,300	246,700	266,500	312,500	375,300	401,100	425,500	451,900	482,000
40	233,100	248,200	267,900	314,400	377,400	402,500	427,000	452,600	482,800
41	234,700	249,700	269,200	316,300	379,400	403,800	428,600	453,000	483,400
42	236,200	251,100	270,900	318,200	381,500	404,900	429,900	453,600	484,200
43	237,700	252,600	272,600	320,100	383,600	405,900	431,200	454,300	485,000
44	239,100	254,100	274,200	322,000	385,700	406,900	432,500	454,900	485,600
45	240,500	255,300	275,700	323,900	387,400	408,100	433,500	455,700	486,200
46	241,800	256,800	277,400	325,800	389,100	409,300	434,300	456,400	487,000
47	243,100	258,200	279,100	327,700	390,800	410,500	435,100	457,000	487,800
48	244,400	259,700	280,800	329,600	392,500	411,700	435,900	457,700	488,600
49	245,500	260,900	282,600	331,200	394,000	413,000	436,400	458,400	489,200
50	246,900	262,400	284,300	332,800	395,000	413,800	437,200	459,000	
51	248,400	263,900	286,000	334,500	396,000	414,600	438,000	459,700	
52	249,800	265,400	287,700	336,200	397,000	415,400	438,800	460,400	
53	251,000	266,600	289,200	337,900	398,300	415,900	439,300	461,100	
54	252,500	268,100	291,000	339,700	399,400	416,600	440,000	461,800	
55	253,900	269,800	292,800	341,500	400,600	417,300	440,700	462,500	
56	255,400	271,400	294,600	343,300	401,800	417,900	441,300	463,000	

(24)

57	256,600	272,800	296,200	344,600	403,100	418,600	441,900	463,700
58	257,900	274,500	298,000	346,300	403,900	419,000	442,500	464,300
59	259,200	276,200	299,800	348,000	404,700	419,600	443,000	465,000
60	260,500	277,900	301,600	349,700	405,500	420,200	443,600	465,700
61	261,800	279,500	303,200	351,400	406,000	420,700	444,200	466,400
62	263,100	281,100	305,000	353,100	406,700	421,300	444,800	467,000
63	264,500	282,700	306,800	354,800	407,400	421,800	445,300	467,700
64	265,900	284,300	308,600	356,500	408,100	422,300	445,900	468,400
65	267,300	285,800	310,100	358,200	408,400	422,800	446,400	469,100
66	268,600	287,300	311,800	359,800	409,100	423,400	447,000	
67	270,000	288,800	313,500	361,400	409,800	423,800	447,600	
68	271,400	290,300	315,200	363,000	410,500	424,300	447,900	
69	272,600	291,900	316,800	364,300	410,900	424,800	448,600	
70	274,000	293,500	318,300	365,700	411,400	425,300	449,200	
71	275,400	295,100	319,800	367,000	412,000	425,900	449,800	
72	276,800	296,700	321,300	368,400	412,500	426,500	450,400	
73	278,200	298,100	322,300	369,700	413,000	426,900	451,000	
74	279,600	299,500	324,000	370,900	413,400	427,500	451,600	
75	281,000	301,000	325,700	372,300	414,000	428,100	452,200	
76	282,400	302,500	327,400	373,600	414,500	428,400	452,800	
77	283,600	303,700	329,200	374,900	415,000	428,900	453,500	
78	284,800	305,200	330,900	376,100	415,500	429,500	454,100	
79	286,000	306,700	332,500	377,300	416,100	430,100	454,700	
80	287,200	308,200	334,200	378,500	416,600	430,700	455,300	
81	288,500	309,700	335,900	379,800	417,000	431,200	456,000	
82	289,700	311,100	337,600	381,000	417,600	431,800		
83	291,000	312,500	339,300	382,200	418,200	432,400		
84	292,300	313,900	341,000	383,400	418,500	433,000		
85	293,600	315,100	342,500	384,500	419,000	433,600		
86	294,800	316,600	344,000	385,100	419,600	434,200		
87	296,000	318,100	345,500	385,600	420,200	434,800		
88	297,200	319,600	347,000	386,200	420,700	435,400		

再任
用職
員以
外の
職員

89	298,400	321,100	348,300	386,800	421,300	436,000		
90	299,600	322,600	349,600	387,400	421,900			
91	300,800	324,100	350,900	388,000	422,500			
92	302,000	325,600	352,300	388,600	423,100			
93	302,800	326,900	353,700	389,000	423,700			
94	304,100	328,300	355,200	389,500	424,300			
95	305,400	329,700	356,700	390,100	424,900			
96	306,700	331,100	358,200	390,600	425,500			
97	307,800	332,300	359,600	391,000	426,100			
98	309,000	333,600	360,800	391,400				
99	310,200	334,900	361,900	392,000				
100	311,400	336,200	363,100	392,500				
101	312,600	337,600	364,300	392,900				
102	313,700	338,600	365,400	393,400				
103	314,800	339,800	366,500	394,000				
104	315,900	341,000	367,700	394,500				
105	316,700	342,100	368,900	394,800				
106	317,300	343,200	369,500	395,300				
107	317,900	344,300	370,100	395,800				
108	318,600	345,400	370,700	396,100				
109	319,100	346,600	371,300	396,400				
110	319,600	347,600	371,800	396,900				
111	320,200	348,600	372,400	397,400				
112	320,800	349,600	372,900	397,900				
113	321,600	350,500	373,300	398,200				
114	322,300	351,400	373,700	398,700				
115	323,000	352,400	374,300	399,200				
116	323,800	353,400	374,800	399,700				
117	324,400	354,500	375,200	400,100				
118	325,200	355,000	375,700	400,600				
119	326,000	355,600	376,300	401,100				
120	326,800	356,200	376,800	401,600				

(26)

121	327,400	356,600	376,900	402,000					
122	327,800	357,000	377,500	402,500					
123	328,300	357,500	378,100	403,000					
124	328,800	357,900	378,500	403,500					
125	329,100	358,300	379,000	403,900					
126		358,700	379,500	404,400					
127		359,200	380,000	404,900					
128		359,600	380,500	405,400					
129		360,000	380,800	405,800					
130		360,400	381,300						
131		360,800	381,800						
132		361,200	382,300						
133		361,400	382,600						
134		361,900	383,100						
135		362,400	383,500						
136		362,700	384,000						
137		363,000	384,300						
138		363,400	384,800						
139		363,900	385,300						
140		364,400	385,800						
141		364,700	386,100						
142		365,200							
143		365,700							
144		366,200							
145		366,500							
再任用職員	239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第六 (第六条関係) 教育職給料表 (一)

職員の区分	教育職				職員の区分	給料表 (一)					
	1 級	2 級	特 2 級	3 級		4 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
職務の級 号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	職務の級 号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
再任用職員以外 の職員	1	150,900	135,100	256,100	332,300	423,100	198,100	246,200	320,500	382,800	466,100
	2	152,400	136,800	258,900	334,600	424,900	199,800	249,000	322,900	384,700	467,800
	3	153,900	138,400	261,700	336,900	426,700	201,500	251,800	325,300	386,600	469,400
	4	155,400	200,100	264,500	339,200	428,500	203,100	254,600	327,700	388,500	471,100
	5	157,100	201,900	267,100	341,500	430,100	204,600	257,400	330,100	390,400	472,900
	6	159,000	203,600	269,800	343,800	431,700	206,300	260,000	332,100	392,400	474,500
	7	160,800	205,300	272,400	346,100	433,600	208,000	262,600	334,300	394,400	476,100
	8	162,600	206,900	275,000	348,400	435,500	209,700	265,200	336,500	396,400	477,800
再任用職員以外 の職員	9	164,400	208,700	277,600	350,600	437,300	211,300	267,600	338,700	398,200	479,500
	10	166,500	210,600	280,300	352,800	439,100	213,100	270,200	340,900	399,900	480,500
	11	168,500	212,500	283,000	355,000	441,000	214,900	272,700	343,100	401,600	481,500
	12	170,500	214,400	285,700	357,200	442,900	216,700	275,200	345,300	403,400	482,300
	13	172,500	216,100	288,300	359,400	444,600	218,300	277,700	347,500	404,600	483,400
	14	174,700	218,100	290,900	361,400	446,500	220,100	280,200	349,700	406,100	
	15	176,900	220,100	293,600	363,400	448,400	221,900	282,800	351,900	407,500	
	16	179,100	222,100	296,300	365,500	450,300	223,700	285,400	354,100	409,000	
再任用職員以外 の職員	17	181,400	224,000	299,000	367,400	452,000	225,600	287,900	356,200	410,700	
	18	184,000	226,700	301,700	369,400	453,800	227,400	290,500	358,300	412,100	
	19	186,500	229,400	304,400	371,400	455,600	229,200	293,000	360,400	413,500	
	20	189,000	232,100	307,100	373,400	457,400	230,900	295,500	362,500	415,100	
	21	191,500	234,900	309,800	375,400	459,000	232,700	297,800	364,600	416,700	
	22	193,200	237,800	312,500	377,400	460,800	234,400	300,400	366,700	418,000	
	23	194,900	240,700	315,100	379,400	462,700	236,100	303,000	368,700	419,600	
	24	196,600	243,500	317,800	381,300	464,400	237,800	305,700	370,800	421,200	

(30)

口 教 育 職 給 料 表 (二)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	1	150,900	166,700	256,100	287,700	412,700	再任用職員以外 の職員	25	198,100	216,100	320,500	350,600	445,700
	2	152,400	168,800	258,900	290,800	414,200		26	199,700	218,100	322,900	352,500	447,000
	3	153,900	170,900	261,700	293,900	415,700		27	201,300	220,100	325,300	354,400	448,200
	4	155,400	173,100	264,500	297,000	417,200		28	202,800	222,100	327,700	356,300	449,500
	5	157,100	175,100	267,100	299,700	418,600		29	204,500	224,000	330,100	358,200	450,800
	6	159,000	177,300	269,800	302,600	420,100		30	206,200	226,700	332,100	360,100	451,900
	7	160,800	179,500	272,400	305,700	421,700		31	207,900	229,400	334,300	361,800	453,100
	8	162,600	181,700	275,000	308,800	423,300		32	209,600	232,100	336,500	363,700	454,300
再任用職員以外 の職員	9	164,400	184,000	277,600	311,800	424,700	33	211,100	234,900	338,700	365,500	455,500	
	10	166,500	186,800	280,300	314,700	426,100	34	212,800	237,800	340,800	367,200	456,400	
	11	168,500	189,500	283,000	317,600	427,500	35	214,500	240,700	342,900	369,000	457,300	
	12	170,500	192,200	285,700	320,500	428,900	36	216,200	243,500	345,000	370,800	458,000	
	13	172,500	195,100	288,300	323,200	430,200	37	217,700	246,200	347,100	372,700	458,900	
	14	174,700	196,800	290,900	325,500	431,600	38	219,400	249,000	349,100	374,300		
	15	176,900	198,400	293,600	327,700	433,000	39	221,100	251,800	351,100	375,900		
	16	179,100	200,100	296,300	330,000	434,400	40	222,800	254,600	353,100	377,500		
再任用職員以外 の職員	17	181,400	201,900	299,000	332,300	435,600	41	224,600	257,400	355,000	378,800		
	18	184,000	203,600	301,700	334,600	436,900	42	226,400	260,000	356,800	380,300		
	19	186,500	205,300	304,400	336,900	438,100	43	228,200	262,600	358,600	381,800		
	20	189,000	206,900	307,100	339,200	439,400	44	229,900	265,200	360,400	383,300		
	21	191,500	208,700	309,800	341,500	440,500	45	231,800	267,600	362,200	384,900		
	22	193,200	210,600	312,500	343,800	441,800	46	233,500	270,200	363,900	386,500		
	23	194,900	212,500	315,100	346,100	443,100	47	235,200	272,700	365,600	388,100		
	24	196,600	214,400	317,800	348,400	444,400	48	236,900	275,200	367,200	389,700		

49	238,600	277,700	368,600	391,100		81	285,300	351,700	407,900	426,900
50	240,300	281,200	370,200	392,600		82	286,400	353,500	408,700	427,500
51	242,000	282,800	371,900	394,100		83	287,600	355,300	409,500	428,000
52	243,600	285,400	373,600	395,600		84	288,800	357,100	410,300	428,700
53	244,900	287,900	375,200	396,800		85	289,800	358,500	411,000	429,400
54	246,600	293,500	376,700	398,100		86	290,800	360,200	411,800	429,900
55	248,200	293,000	378,200	399,200		87	291,800	361,900	412,500	430,500
56	249,900	295,500	379,700	400,400		88	292,800	363,500	413,200	431,200
57	251,300	297,800	381,200	401,900		89	293,900	365,000	413,900	431,900
58	252,800	300,400	382,600	403,100		90	294,800	366,300	414,600	432,500
59	254,300	303,000	384,000	404,400		91	295,700	367,700	415,100	433,200
60	255,800	305,700	385,400	405,700		92	296,600	369,100	415,800	433,700
61	257,300	308,200	386,300	407,000		93	297,100	370,600	416,300	434,200
62	258,800	310,700	387,500	408,000		94	297,900	371,900	416,800	
63	260,300	313,200	388,700	409,400		95	298,700	373,200	417,500	
64	261,700	315,700	389,900	410,800		96	299,500	374,500	418,200	
65	263,000	318,100	391,000	412,000		97	300,300	375,500	418,700	
66	264,600	320,300	392,200	413,100		98	301,100	376,500	419,200	
67	266,200	322,500	393,200	414,300		99	301,900	377,500	419,800	
68	267,700	324,700	394,300	415,500		100	302,700	378,500	420,100	
69	269,400	327,000	395,500	416,500		101	303,600	379,600	420,600	
70	270,900	329,200	396,500	417,700		102	304,100	380,600	421,200	
71	272,400	331,400	397,600	418,900		103	304,600	381,600	421,800	
72	273,900	333,500	398,800	420,100		104	305,100	382,600	422,300	
73	275,100	335,700	399,900	420,900		105	305,300	383,400	422,700	
74	276,400	337,900	401,000	421,700		106	305,700	384,300	423,300	
75	277,700	340,100	402,100	422,500		107	306,000	385,200	423,900	
76	279,000	342,300	403,200	423,300		108	306,300	386,200	424,400	
77	280,400	344,200	404,100	423,900		109	306,500	387,100	424,900	
78	281,600	346,100	405,100	424,700		110	306,700	388,100		
79	282,800	348,000	406,100	425,400		111	307,000	389,100		
80	284,000	349,900	407,100	426,100		112	307,300	390,100		

再任用職員以外
の職員

再任用職員以外
の職員

(32)

113	307,500	390,700	141	409,000			
114	307,700	391,600	142	409,600			
115	307,900	392,500	143	410,200			
116	308,200	393,400	144	410,800			
117	308,500	394,200	145	411,200			
118	308,800	395,000	146	411,800			
119	309,100	395,800	147	412,400			
120	309,400	396,600	148	413,000			
121	309,500	397,200	149	413,400			
122	309,700	398,000	150	414,000			
123	310,000	398,700	151	414,600			
124	310,300	399,400	152	415,200			
125	310,500	400,100	153	415,600			
126		400,800	154	416,200			
127		401,300	155	416,800			
128		401,900	156	417,400			
129		402,600	157	417,800			
130		403,200	158	418,400			
131		403,900	159	419,000			
132		404,500	160	419,600			
133		404,800	161	420,000			
134		405,400					
135		406,000					
136		406,400					
137		406,800					
138		407,400					
139		408,000					
140		408,600					
					225,200	301,800	411,000
					274,200	328,600	

備考(一) この表は、市町村立の中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第十二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項中「十年」を「十五年」に改める。

第十三条の二第二項第一号中「百分の十八」を「百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の十五」を「百分の十六」に改め、同項第三号中「百分の十二」を「百分の十五」に改め、同項第四号中「百分の十」を「百分の十二」に改め、同項第五号中「百分の六」を「百分の十」に改め、同項第六号中「百分の三」を「百分の六」に改め、同項に次の一号を加える。

七 七級地 百分の三

第十三条の三中「百分の十五」を「百分の十六」に改める。

第十三条の七第二項中「二万三千元」を「三万円」に、「四万五千元」を「七万円」に改める。

第二十一条中「第十一条」を「第十一条第一項」に改める。

第二十一条の二第一項中「第十一条」を「第十一条第一項」に改め、「年末年始の休日等」の下に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、第十一条第一項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第二十一条の二第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千元を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）

二 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、六千元を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

第二十三条第二項第一号中「百分の八十二・五」を「百分の七十五」に、「百分の百二・五」を「百分の九十五」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の三十五」に、「百分の四十七・五」を「百分の四十五」に改める。

第二十三条の四中「第十三条の七」を削る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

(34)

別表第一 (第六条関係)

行 政 職 給 料 表

職 の 分	職 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号給		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100
2		138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200
3		139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200
4		141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200
5		142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200
6		143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200
7		144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200
8		145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300
9		146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000
10		147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100
11		149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100
12		150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200
13		151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900
14		153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200
15		154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500
16		156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800
17		157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900
18		159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300
19		160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800
20		162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200
21		163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400
22		166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800
23		168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300
24		171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800

25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000
27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000	
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300	
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700		
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100		
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800		
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300		
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700		
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100		
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500		
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900		
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300		
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700		
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000		

(36)

再任	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
用職	58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
員以	59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
外の	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
職員	61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
	62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800	
	63	222,800	277,300	324,200	363,500	380,000	402,100	
	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400	
	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700	
	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000	
	67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300	
	68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600	
	69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800	
	70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100	
	71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400	
	72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700	
	73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900	
	74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200	
	75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500	
	76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700	
	77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900	
	78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200	
	79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500	
	80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700	
	81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900	
	82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200	
	83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500	
	84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700	
	85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900	
	86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000		
	87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300		
	88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500		

89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700				
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000				
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300				
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500				
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700				
94		292,500	340,300	379,200					
95		292,900	340,800	379,600					
96		293,300	341,200	380,000					
97		293,500	341,300	380,300					
98		293,800	341,800	380,800					
99		294,200	342,200	381,200					
100		294,600	342,500	381,600					
101		294,800	342,800	381,900					
102		295,100	343,200						
103		295,500	343,600						
104		295,800	344,000						
105		296,000	344,500						
106		296,300	344,900						
107		296,700	345,300						
108		297,000	345,700						
109		297,200	346,200						
110		297,600	346,600						
111		298,000	346,900						
112		298,300	347,200						
113		298,400	347,700						
114		298,700							
115		299,000							
116		299,400							
117		299,600							
118		299,800							
119		300,100							
120		300,400							

(38)

121		300,800							
122		301,000							
123		301,300							
124		301,600							
125		301,900							
再任用職員		212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、臨時職員及び非常勤職員を除く。

別表第二 (第六条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	137,700	137,200	274,000	327,100	385,800		25	179,000	246,200	331,400	374,400	449,000
	2	138,800	139,700	276,500	329,300	388,700		26	181,100	248,600	333,300	376,100	451,300
	3	140,000	192,100	279,000	331,500	391,500		27	183,200	251,000	335,100	378,000	453,800
	4	141,100	194,500	281,500	333,600	394,300		28	185,300	253,400	337,000	379,900	456,300
	5	142,200	197,000	283,900	335,500	396,600		29	187,300	256,100	339,000	381,800	458,800
	6	143,500	199,300	286,100	337,600	399,300		30	189,100	258,300	340,700	383,700	461,300
	7	144,800	201,600	288,300	339,700	402,000		31	190,900	260,400	342,300	385,600	463,800
	8	146,100	203,800	290,500	341,800	404,700		32	192,600	262,500	344,000	387,600	466,300
再任用職員以外	9	147,200	205,900	292,700	343,800	407,400	再任用職員以外	33	194,400	264,500	345,400	389,200	468,600
	10	148,900	208,200	295,500	345,800	410,000		34	196,300	266,600	346,800	391,000	471,000
	11	150,500	210,500	298,200	347,900	412,700		35	198,200	268,800	348,300	392,600	473,400
	12	152,100	212,800	301,000	349,900	415,500		36	200,100	270,800	349,800	394,400	475,900
再任用職員以外	13	153,600	215,000	303,400	352,000	418,200	再任用職員以外	37	201,800	272,800	351,100	395,600	478,300
	14	155,500	217,400	306,100	353,900	420,900		38	203,700	274,300	352,500	397,100	480,800
	15	157,400	219,800	308,800	355,800	423,700		39	205,600	275,800	353,900	398,500	483,200
	16	159,400	222,200	311,600	357,700	426,400		40	207,500	277,400	355,300	399,900	485,700
再任用職員以外	17	161,200	224,500	314,200	359,600	428,900	再任用職員以外	41	209,400	278,800	356,200	401,300	488,000
	18	163,400	227,300	316,400	361,500	431,500		42	211,300	280,000	357,300	402,600	490,200
	19	165,600	230,200	318,700	363,400	434,000		43	213,200	281,100	358,600	404,100	492,400
	20	167,700	233,100	320,900	365,400	436,600		44	215,100	282,200	359,700	405,700	494,600
再任用職員以外	21	169,900	235,600	323,200	367,000	439,100	再任用職員以外	45	216,800	283,000	360,900	407,100	496,300
	22	172,300	238,300	325,200	369,000	441,700		46	218,700	284,300	362,100	408,300	497,800
	23	174,600	240,800	327,200	370,900	444,300		47	220,500	285,600	363,400	409,900	499,400
	24	176,900	243,500	329,300	372,800	446,800		48	222,300	286,800	364,600	411,500	500,900

(40)

49	224,000	288,200	365,700	412,800	502,600	77	262,700	319,500	388,300
50	225,800	289,500	367,000	414,200	504,000	78	263,900	320,500	388,900
51	227,600	290,700	368,300	415,700	505,400	79	265,200	321,500	389,500
52	229,300	291,900	369,600	417,100	506,900	80	266,400	322,400	390,100
53	230,900	293,100	370,300	418,500	508,000	81	267,800	323,500	390,700
54	232,700	294,300	371,300	419,900	509,200	82	269,100	324,300	391,300
55	234,500	295,600	372,200	421,300	510,400	83	270,400	325,000	391,900
56	236,100	296,800	373,200	422,700	511,600	84	271,600	325,800	392,500
57	237,700	297,900	374,000	423,800	512,500	85	272,800	326,300	393,000
58	239,000	299,100	374,800	425,100	513,500	86	274,000	326,800	393,500
59	240,200	300,300	375,500	426,500	514,500	87	275,300	327,300	394,000
60	241,300	301,500	376,200	427,800	515,500	88	276,500	327,800	394,700
61	242,600	302,500	376,800	428,600	516,600	89	277,500	328,100	395,100
62	243,700	303,600	377,500	429,500	517,500	90	278,700	328,600	
63	244,800	304,700	378,400	430,500	518,200	91	279,900	329,100	
64	246,000	305,800	379,300	431,400	518,900	92	281,100	329,600	
65	247,200	306,800	379,900	432,300	519,700	93	282,100	329,900	
66	248,500	307,900	380,700	433,100	520,500	94	283,100	330,300	
67	249,700	309,000	381,500	433,700	521,300	95	284,100	330,800	
68	250,700	310,100	382,300	434,500	522,100	96	285,100	331,300	
69	251,700	311,200	382,900	434,900	522,800	97	285,700	331,800	
70	253,200	312,200	383,600	435,500	523,600	98	286,600	332,300	
71	254,700	313,300	384,300	436,000	524,400	99	287,400	332,800	
72	256,100	314,400	385,000	436,500	525,200	100	288,300	333,300	
73	257,500	315,200	385,700	437,000	525,900	101	289,200	333,800	
74	258,900	316,200	386,300			102	289,900	334,300	
75	260,300	317,300	386,900			103	290,600	334,800	
76	261,600	318,400	387,600			104	291,300	335,300	

再任
用職
員以
外の
職員

再任
用職
員以
外の
職員

再任用職員	105	292,000	335,800									
再任用職員	106	292,500	336,200									
再任用職員	107	293,000	336,700									
再任用職員	108	293,500	337,100									
再任用職員	109	293,700	337,600									
再任用職員	110	294,100	338,000									
再任用職員	111	294,400	338,500									
再任用職員	112	294,700	338,900									
	113	295,000	339,400									
	114	295,300	339,800									
	115	295,600	340,300									
	116	295,900	340,700									
再任用職員	117	296,200	341,200									
再任用職員	118	296,600	341,600									
再任用職員	119	296,900	342,000									
再任用職員	120	297,300	342,400									
再任用職員	121	297,600	342,800									
再任用職員		215,200	256,400					281,200	323,600			382,100

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三口を次のように改める。

(42)

口 医 療 職 給 料 表 (二)

職員の 区分	職 務 の 級						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額						
1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700	368,800
2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700	371,500
3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900	374,100
4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100	376,800
5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100	379,200
6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300	381,900
7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400	384,500
8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600	387,200
9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600	389,300
10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700	391,600
11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900	393,800
12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000	396,000
13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700	398,100
14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700	400,100
15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600	402,100
16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600	404,200
17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600	406,000
18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600	408,000
19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600	409,900
20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600	412,000
21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400	413,800
22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400	415,400
23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500	417,000
24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600	418,500

57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400
58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700
59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000
60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400
61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600
62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900
63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200
64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500
65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700
66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600	404,000
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300	404,300
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900	404,600
69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300	404,800
70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800	405,100
71	233,500	278,100	315,400	337,400	378,300	405,400
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800	405,700
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400	405,900
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900	
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500	
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100	
77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600	
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100	
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600	
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100	
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400	
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900	
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300	
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700	
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100	
86		287,200	323,100	344,000	385,600	
87		287,400	323,300	344,300	386,000	
88		287,600	323,700	344,600	386,400	

(46)

89	288,000	324,100	345,000	386,800		
90	288,200	324,500	345,300	387,300		
91	288,400	324,900	345,700	387,700		
92	288,600	325,300	346,000	388,100		
93	289,000	325,600	346,400	388,500		
94	289,200	325,800	346,700	389,000		
95	289,400	326,200	347,000	389,400		
96	289,700	326,500	347,300	389,800		
97	290,100	326,700	347,600	390,200		
98	290,400	327,000	348,000			
99	290,600	327,300	348,400			
100	290,900	327,600	348,800			
101	291,200	327,800	349,300			
102	291,400	328,100	349,700			
103	291,600	328,500	350,100			
104	291,900	328,700	350,500			
105	292,200	328,800	351,000			
106		329,100				
107		329,500				
108		329,700				
109		329,900				
110		330,300				
111		330,700				
112		331,100				
113		331,300				
再任用職員	186,400	213,000	254,600	279,800	320,500	362,700

備考 この表は、保健所、県立学校、市町村立の中学校及び小学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四から別表第六までを次のように改める。

(48)

別表第四 (第六条関係)

海 事 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	職員の区分						職務の級 号給	給料月額					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
再任用職員	1	140,600	165,200	218,700	262,600	312,100	350,600	25	175,700	221,300	263,700	310,200	367,000	411,300
	2	141,600	167,500	220,800	264,400	314,300	353,000	26	177,500	222,800	265,300	312,000	369,400	412,900
	3	142,700	169,900	222,800	266,200	316,500	355,400	27	179,300	224,300	266,900	313,600	371,800	414,700
	4	143,700	172,200	224,900	268,000	318,700	357,900	28	181,100	225,700	268,400	315,300	374,100	416,400
	5	144,700	174,600	226,900	269,300	321,000	360,300	29	182,700	227,300	269,900	316,800	376,300	417,600
	6	146,000	177,100	229,000	271,200	322,900	363,400	30	184,800	228,400	271,300	318,500	378,400	419,200
	7	147,300	179,500	231,100	273,000	324,800	366,600	31	186,900	229,500	272,800	320,300	380,600	420,800
	8	148,600	182,000	233,200	274,800	326,600	369,600	32	189,000	230,600	274,000	322,000	382,700	422,400
再任用職員以外	9	149,700	184,200	235,400	276,400	328,400	372,500	33	190,900	231,800	275,300	323,600	384,600	424,000
	10	151,200	186,600	237,300	278,900	330,900	375,600	34	192,800	232,700	276,800	325,200	386,400	425,300
	11	152,800	189,000	239,200	281,200	333,300	378,700	35	194,700	233,600	278,100	326,600	388,100	426,600
	12	154,300	191,500	241,100	283,500	335,800	381,800	36	196,600	234,500	279,400	328,200	389,900	427,800
	13	155,600	194,000	243,000	286,100	338,000	384,700	37	198,400	235,300	280,600	329,700	391,800	429,000
	14	157,100	196,600	244,900	288,700	340,500	387,400	38	200,000	236,100	281,800	331,300	393,200	430,000
	15	158,600	199,300	246,800	291,100	343,000	390,200	39	201,600	237,000	282,900	332,900	394,700	431,000
	16	160,200	201,900	248,700	293,500	345,500	392,900	40	203,200	237,900	284,000	334,400	396,200	432,000
再任用職員以外	17	161,600	204,300	250,400	296,000	347,900	395,800	41	204,600	238,900	285,100	335,900	397,000	432,400
	18	163,300	207,000	252,300	298,300	350,400	397,800	42	206,200	239,800	286,200	337,400	398,300	433,000
	19	165,000	209,700	254,200	300,600	352,800	399,800	43	207,800	240,700	287,200	338,900	399,600	433,700
	20	166,700	212,400	256,100	302,900	355,300	401,900	44	209,400	241,600	288,000	340,400	401,000	434,400
	21	168,300	215,000	257,600	305,100	357,700	403,600	45	210,900	242,400	289,000	341,900	402,400	435,000
	22	170,200	216,600	259,200	306,300	360,100	405,600	46	212,200	243,300	290,400	343,300	403,800	435,300
	23	172,100	218,200	260,700	307,600	362,300	407,500	47	213,400	244,200	291,700	344,700	405,200	435,900
	24	174,000	219,800	262,200	308,900	364,700	409,500	48	214,700	245,100	293,100	346,100	406,500	436,500

49	216,100	245,700	294,500	347,200	407,800	437,000	81	247,400	371,800	425,600
50	217,300	246,400	295,600	348,600	408,700	437,700	82	247,900	372,200	426,200
51	218,500	247,100	296,700	350,100	409,600	438,400	83	248,300	372,700	426,900
52	219,600	247,700	297,800	351,500	410,500	439,100	84	248,800	373,200	427,500
53	220,900	248,100	298,900	352,900	410,700	439,700	85	249,100	373,600	427,900
54	222,200	248,800	299,900	354,300	411,100	440,400	86		374,100	428,400
55	223,500	249,400	301,000	355,600	411,600	441,100	87		374,500	429,100
56	224,700	250,100	302,000	357,000	412,100	441,700	88		375,000	429,800
57	225,800	250,600	303,200	357,900	412,500	442,100	89		375,500	430,000
58	227,000	251,300	304,300	359,100	412,700	442,800	90		376,000	
59	228,200	252,000	305,400	360,300	413,300	443,500	91		376,500	
60	229,400	252,700	306,500	361,600	413,800	444,200	92		377,000	
61	230,600	253,300	307,300	362,700	414,300	444,600	93		377,300	
62	231,700	254,000	308,000	363,300	414,900	444,900	94		377,700	
63	232,700	254,600	308,800	363,900	415,500	445,200	95		378,200	
64	233,800	255,200	309,600	364,500	416,100	445,500	96		378,600	
65	234,500	255,700	310,100	364,900	416,700	445,700	97		379,100	
66	235,500	256,200	310,800	365,400	417,300	446,000	98		379,400	
67	236,400	256,700	311,500	365,900	417,800	446,300	99		379,900	
68	237,500	257,200	312,100	366,400	418,400	446,600	100		380,300	
69	238,600	257,500	312,900	366,600	419,000	446,800	101		380,900	
70	239,500			366,900	419,500	447,100	102		381,200	
71	240,400			367,300	420,100	447,400	103		381,700	
72	241,300			367,600	420,700	447,600	104		382,100	
73	242,200			368,100	421,200	447,800	105		382,700	
74	242,900			368,300	421,800					
75	243,600			368,800	422,300					
76	244,300			369,300	422,900					
77	244,700			369,800	423,400					
78	245,400			370,300	424,000					
79	246,100			370,800	424,700			212,700	277,300	318,000
80	246,800			371,300	425,300			217,800	247,800	346,800

再任用職員以外
の職員

再任用職員

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(50)

別表第五 (第六条関係)

公 安 職 給 料 表

職員の 区分	職 務 の 級								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	給料月額								
1	160,300	175,900	202,500	242,300	287,600	315,000	343,800	378,900	420,500
2	162,000	177,700	204,500	244,100	289,900	317,200	346,000	381,100	422,300
3	163,800	179,500	206,500	245,900	292,100	319,500	348,300	383,200	424,200
4	165,500	181,300	208,500	247,700	294,400	321,700	350,500	385,300	426,100
5	167,000	183,200	210,500	249,400	296,300	324,000	352,600	387,200	427,500
6	168,900	185,500	212,500	251,200	298,600	326,200	354,700	389,200	429,200
7	170,700	187,800	214,500	252,800	300,900	328,500	356,900	391,100	430,800
8	172,600	190,100	216,400	254,500	303,100	330,800	359,100	392,900	432,300
9	174,300	192,300	218,500	256,000	305,200	332,700	361,000	394,700	433,900
10	176,000	194,900	220,300	257,600	307,400	335,000	363,200	396,700	435,600
11	177,700	197,400	222,100	259,000	309,700	337,200	365,300	398,700	437,200
12	179,400	199,900	223,900	260,500	311,900	339,500	367,500	400,800	438,800
13	181,300	202,300	225,800	262,200	314,000	341,600	369,700	402,600	439,900
14	183,400	204,100	227,700	263,600	316,300	343,700	371,800	404,700	441,500
15	185,500	205,900	229,600	264,800	318,500	345,900	374,000	406,700	443,300
16	187,600	207,700	231,500	266,100	320,800	348,000	376,100	408,800	445,100
17	189,800	209,600	233,100	267,300	322,700	350,200	377,900	410,500	446,700
18	192,200	211,500	234,900	268,900	325,000	352,200	379,900	412,200	448,500
19	194,600	213,400	236,700	270,400	327,100	354,300	381,900	413,900	450,300
20	197,000	215,200	238,500	271,900	329,400	356,400	383,900	415,500	452,000
21	199,500	216,900	240,100	273,300	331,500	358,500	385,700	417,200	453,600
22	201,300	218,700	241,500	274,700	333,500	360,500	387,800	418,800	455,300
23	203,100	220,500	242,700	276,300	335,600	362,500	389,900	420,200	456,900
24	204,900	222,300	244,000	277,900	337,600	364,600	391,900	421,700	458,700

25	206,800	224,000	245,300	279,100	339,600	366,500	393,600	423,000	460,200
26	208,600	225,700	246,700	281,200	341,700	368,500	395,600	424,400	461,600
27	210,400	227,400	248,100	283,300	343,700	370,600	397,700	425,900	463,100
28	212,100	229,100	249,300	285,400	345,700	372,600	399,800	427,500	464,400
29	214,000	230,600	250,600	287,400	347,900	374,500	401,300	428,800	465,600
30	215,800	232,400	251,700	289,400	350,000	376,600	403,100	430,500	466,300
31	217,600	234,200	253,100	291,400	352,000	378,700	404,800	432,200	467,000
32	219,400	236,000	254,200	293,300	354,100	380,700	406,500	433,800	467,700
33	221,100	237,400	255,300	295,200	355,800	382,600	408,200	435,200	468,200
34	222,800	238,900	256,600	297,000	357,800	384,700	409,700	436,900	469,000
35	224,500	240,200	257,800	298,900	359,800	386,800	411,300	438,600	469,700
36	226,200	241,600	259,000	300,800	361,900	388,700	412,800	440,200	470,300
37	227,700	242,900	260,100	302,600	363,800	390,400	414,100	441,600	470,600
38	229,500	244,200	261,300	304,500	365,900	391,900	415,600	442,300	471,200
39	231,300	245,500	262,500	306,400	367,900	393,200	417,100	443,000	471,700
40	233,100	246,700	263,600	308,200	369,900	394,600	418,600	443,700	472,200
41	234,500	248,000	264,800	310,100	371,900	395,800	420,100	444,100	472,700
42	235,900	249,200	266,400	311,900	374,000	396,900	421,400	444,700	473,100
43	237,200	250,500	267,900	313,800	376,100	397,900	422,700	445,400	473,500
44	238,400	251,600	269,100	315,700	378,100	398,900	423,900	446,000	473,900
45	239,700	252,800	270,300	317,500	379,800	400,100	424,900	446,800	474,200
46	240,800	254,000	271,900	319,400	381,500	401,300	425,600	447,500	474,600
47	241,900	255,200	273,600	321,300	383,100	402,400	426,400	448,000	475,000
48	242,900	256,400	275,200	323,100	384,800	403,600	427,200	448,500	475,400
49	243,900	257,500	277,000	324,700	386,200	404,900	427,700	449,000	475,700
50	245,000	258,700	278,700	326,300	387,200	405,700	428,100	449,300	
51	246,300	259,900	280,400	327,900	388,200	406,500	428,500	449,600	
52	247,400	261,100	282,000	329,600	389,200	407,200	428,800	450,000	
53	248,500	262,300	283,500	331,300	390,500	407,700	429,100	450,400	
54	249,800	263,600	285,300	333,000	391,600	408,400	429,500	450,600	
55	250,900	265,100	287,000	334,800	392,700	409,100	429,800	450,900	
56	252,100	266,300	288,800	336,600	393,900	409,700	430,100	451,100	

(52)

57	253,300	267,400	290,400	337,800	395,200	410,400	430,400	451,500
58	254,300	269,100	292,100	339,500	396,000	410,800	430,700	451,700
59	255,300	270,700	293,900	341,200	396,800	411,400	431,000	451,900
60	256,400	272,300	295,700	342,800	397,500	412,000	431,300	452,100
61	257,500	273,900	297,200	344,400	398,000	412,400	431,600	452,500
62	258,700	275,500	299,000	346,100	398,700	413,000	431,900	452,700
63	259,900	277,100	300,800	347,800	399,400	413,500	432,200	452,900
64	260,900	278,700	302,500	349,500	400,100	414,000	432,500	453,100
65	262,000	280,200	304,000	351,100	400,400	414,500	432,800	453,500
66	263,300	281,600	305,700	352,700	401,100	415,100	433,100	
67	264,700	283,100	307,300	354,300	401,800	415,500	433,400	
68	266,000	284,600	309,000	355,900	402,400	416,000	433,700	
69	267,200	286,200	310,600	357,100	402,800	416,400	433,900	
70	268,600	287,700	312,000	358,500	403,300	416,700	434,200	
71	270,000	289,300	313,500	359,800	403,900	417,000	434,500	
72	271,400	290,900	315,000	361,200	404,400	417,300	434,800	
73	272,700	292,200	316,000	362,400	404,900	417,600	435,000	
74	274,100	293,600	317,600	363,600	405,300	417,900	435,300	
75	275,500	295,100	319,200	364,900	405,800	418,200	435,600	
76	276,800	296,600	320,900	366,200	406,300	418,500	435,900	
77	278,000	297,700	322,700	367,500	406,800	418,700	436,100	
78	279,200	299,200	324,400	368,700	407,300	419,000	436,400	
79	280,400	300,600	326,000	369,900	407,900	419,300	436,700	
80	281,500	302,100	327,600	371,100	408,400	419,600	437,000	
81	282,800	303,600	329,300	372,300	408,800	419,800	437,200	
82	284,000	305,000	331,000	373,500	409,400	420,100	437,500	
83	285,300	306,300	332,600	374,600	409,900	420,400	437,800	
84	286,600	307,700	334,300	375,800	410,100	420,600	438,100	
85	287,800	308,900	335,700	376,900	410,400	420,800	438,300	
86	289,000	310,400	337,200	377,500	410,900	421,100		
87	290,200	311,800	338,700	378,000	411,200	421,400		
88	291,400	313,300	340,200	378,600	411,500	421,600		

再任
用職
員以
外の
職員

89	292,500	314,800	341,500	379,200	411,800	421,800		
90	293,700	316,300	342,700	379,800	412,200	422,100		
91	294,800	317,700	344,000	380,400	412,600	422,400		
92	296,000	319,200	345,300	381,000	413,000	422,600		
93	296,800	320,500	346,700	381,300	413,300	422,800		
94	298,100	321,800	348,200	381,800	413,700			
95	299,300	323,200	349,700	382,400	414,100			
96	300,600	324,500	351,200	382,900	414,500			
97	301,700	325,700	352,500	383,300	414,800			
98	302,900	327,000	353,700	383,700				
99	304,100	328,300	354,800	384,300				
100	305,300	329,600	356,000	384,800				
101	306,500	331,000	357,100	385,200				
102	307,500	331,900	358,200	385,700				
103	308,600	333,100	359,300	386,300				
104	309,600	334,300	360,500	386,800				
105	310,400	335,400	361,700	387,100				
106	311,000	336,500	362,200	387,500				
107	311,600	337,500	362,800	388,000				
108	312,300	338,600	363,400	388,300				
109	312,800	339,800	364,000	388,600				
110	313,300	340,800	364,500	389,100				
111	313,900	341,800	365,000	389,600				
112	314,500	342,700	365,500	390,100				
113	315,300	343,600	365,900	390,400				
114	316,000	344,500	366,300	390,900				
115	316,700	345,500	366,900	391,400				
116	317,400	346,500	367,400	391,900				
117	318,000	347,500	367,800	392,200				
118	318,800	348,000	368,300	392,700				
119	319,500	348,600	368,900	393,200				
120	320,300	349,200	369,400	393,700				

(54)

121	320,900	349,500	369,500	394,100					
122	321,200	349,900	370,100	394,600					
123	321,700	350,400	370,600	395,000					
124	322,200	350,800	371,000	395,500					
125	322,500	351,200	371,500	395,900					
126		351,600	372,000	396,400					
127		352,100	372,500	396,800					
128		352,500	373,000	397,300					
129		352,900	373,300	397,700					
130		353,300	373,800						
131		353,700	374,300						
132		354,100	374,800						
133		354,300	375,100						
134		354,800	375,600						
135		355,200	376,000						
136		355,500	376,400						
137		355,800	376,700						
138		356,200	377,200						
139		356,700	377,700						
140		357,200	378,200						
141		357,500	378,500						
142		358,000							
143		358,500							
144		359,000							
145		359,300							
再任用職員	238,900	250,600	254,800	286,200	302,700	316,800	340,400	375,600	407,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第六 (第六条関係)
 教 育 職 給 料 表
 教 育 職 給 料 表 (一)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	150,900	195,100	255,300	325,800	414,600		25	198,100	245,400	314,200	375,200	457,000
	2	152,400	196,800	257,800	328,000	416,400		26	199,800	247,900	316,500	377,000	458,600
	3	153,900	198,400	260,200	330,300	418,200		27	201,500	250,400	318,900	378,900	460,200
	4	155,400	200,100	262,700	332,500	419,900		28	203,100	252,900	321,200	380,800	461,700
	5	157,100	201,900	265,300	334,800	421,400		29	204,600	255,600	323,500	382,700	463,200
	6	159,000	203,600	267,700	337,000	422,900		30	206,300	258,000	325,500	384,600	464,500
	7	160,800	205,300	270,000	339,300	424,800		31	208,000	260,300	327,700	386,500	465,800
	8	162,600	206,900	272,300	341,600	426,700		32	209,700	262,600	329,900	388,500	467,100
再任用職員以外の職員	9	164,400	208,700	274,800	343,700	428,500	再任用職員以外の職員	33	211,300	264,900	332,000	390,200	468,300
	10	166,500	210,600	277,200	345,800	430,300		34	213,100	267,200	334,200	391,900	469,000
	11	168,500	212,500	279,600	348,000	432,200		35	214,900	269,400	336,400	393,500	469,700
	12	170,500	214,400	282,000	350,100	434,000		36	216,700	271,600	338,500	395,300	470,400
	13	172,500	216,100	284,500	352,300	435,700		37	218,300	274,000	340,700	396,500	471,000
	14	174,700	218,100	286,600	354,300	437,600		38	220,100	276,000	342,800	398,000	
	15	176,900	220,100	288,700	356,300	439,400		39	221,900	278,100	345,000	399,400	
	16	179,100	222,100	290,900	358,500	441,300		40	223,700	280,200	347,100	400,800	
	17	181,400	224,000	293,100	360,200	443,000		41	225,400	282,200	349,200	402,500	
	18	184,000	226,700	295,800	362,100	444,800		42	227,100	284,800	351,300	403,900	
	19	186,500	229,400	298,400	364,100	446,600		43	228,700	287,200	353,300	405,200	
	20	189,000	232,100	301,100	366,100	448,400		44	230,300	289,700	355,400	406,700	
	21	191,500	234,700	303,600	367,900	450,000		45	232,000	291,900	357,400	408,300	
	22	193,200	237,500	306,300	369,900	451,700		46	233,400	294,500	359,500	409,600	
	23	194,900	240,100	308,800	371,800	453,600		47	234,800	297,000	361,500	411,100	
	24	196,600	242,800	311,500	373,700	455,300		48	236,200	299,700	363,500	412,700	

(56)

49	237,700	302,100	365,300	414,400	81	281,700	368,000	412,600
50	239,200	304,500	367,100	415,800	82	282,900	369,500	413,800
51	240,600	307,000	369,100	417,400	83	284,100	371,000	414,800
52	242,100	309,400	371,100	418,900	84	285,300	372,400	416,000
53	243,400	311,800	373,000	420,600	85	286,500	373,500	417,200
54	244,700	314,000	374,800	422,100	86	287,600	374,900	418,400
55	246,100	316,100	376,600	423,700	87	288,800	376,300	419,600
56	247,500	318,300	378,300	425,300	88	290,000	377,600	420,600
57	248,900	320,600	379,800	426,800	89	291,200	378,900	421,700
58	250,000	322,700	381,400	428,300	90	292,300	380,200	422,700
59	251,300	324,900	383,100	429,500	91	293,500	381,400	423,700
60	252,600	326,900	384,800	430,700	92	294,700	382,700	424,700
61	253,900	329,100	386,000	431,900	93	295,500	384,000	425,600
62	255,400	331,200	387,400	433,200	94	296,500	385,100	426,400
63	256,800	333,400	388,800	434,500	95	297,700	386,400	427,200
64	258,100	335,600	390,100	435,700	96	298,900	387,600	428,000
65	259,500	337,500	391,500	436,900	97	299,900	389,000	428,800
66	261,100	339,700	392,700	438,100	98	301,000	390,000	429,200
67	262,700	341,800	394,100	439,300	99	302,000	391,100	429,600
68	264,400	344,000	395,500	440,500	100	303,100	392,100	430,000
69	265,900	346,000	396,800	441,700	101	304,000	393,000	430,400
70	267,300	348,000	398,100	442,900	102	305,100	394,000	430,700
71	268,800	350,100	399,500	444,100	103	306,200	395,100	431,000
72	270,300	352,100	400,800	445,300	104	307,200	396,200	431,300
73	271,400	353,900	402,100	446,400	105	307,800	396,900	431,600
74	272,800	355,800	403,500	447,000	106	308,700	397,800	431,900
75	274,200	357,700	404,900	447,500	107	309,500	398,700	432,200
76	275,500	359,600	406,200	448,000	108	310,300	399,600	432,400
77	276,900	361,500	407,400	448,500	109	311,200	400,400	432,600
78	278,100	363,200	408,600		110	311,600	401,300	432,900
79	279,300	364,900	409,900		111	312,000	402,100	433,200
80	280,500	366,500	411,300		112	312,500	402,900	433,400

再任
用職
員以
外の
職員再任
用職
員以
外の
職員

113	313,100	403,500	433,600				137	322,200	411,900			
114	313,500	404,200	433,900				138	322,400	412,200			
115	314,000	404,900	434,200				139	322,700	412,500			
116	314,500	405,600	434,400				140	323,000	412,700			
117	315,100	406,200	434,600				141	323,200	412,900			
118	315,600	406,700					142	323,400	413,200			
119	316,000	407,100					143	323,700	413,500			
120	316,500	407,500					144	323,900	413,700			
121	317,000	407,900					145	324,200	413,900			
122	317,400	408,200					146	324,400	414,200			
123	317,900	408,500					147	324,700	414,500			
124	318,400	408,700					148	325,000	414,700			
125	319,000	408,900					149	325,200	414,900			
126	319,300	409,200					150	325,400				
127	319,600	409,500					151	325,700				
128	319,900	409,700					152	326,000				
129	320,100	409,900					153	326,200				
130	320,400	410,200										
131	320,700	410,500										
132	321,000	410,700										
133	321,200	410,900										
134	321,400	411,200										
135	321,600	411,500										
136	321,900	411,700										
							再任用職員	231,700	272,000	300,700	328,800	412,900

備考(一) この表は、県立高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

(58)

口 教 育 職 給 料 表 (二)

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	職員 の 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	150,900	166,700	255,300	284,800	404,400	再任 用職 員以 外の 職員	25	198,100	216,100	314,200	343,700	437,000
	2	152,400	168,800	257,800	287,500	405,900		26	199,700	218,100	316,500	345,500	438,200
	3	153,900	170,900	260,200	290,400	407,400		27	201,300	220,100	318,900	347,400	439,200
	4	155,400	173,100	262,700	293,100	408,900		28	202,800	222,100	321,200	349,300	440,300
	5	157,100	175,100	265,300	295,700	410,300		29	204,500	224,000	323,500	351,200	441,500
	6	159,000	177,300	267,700	298,100	411,700		30	206,200	226,700	325,500	353,000	442,300
	7	160,800	179,500	270,000	300,600	413,200		31	207,900	229,400	327,700	354,700	443,100
	8	162,600	181,700	272,300	303,200	414,800		32	209,600	232,100	329,900	356,600	444,000
再任 用職 員以 外の 職員	9	164,400	184,000	274,800	305,700	416,200	33	211,100	234,700	332,000	358,300	444,900	
	10	166,500	186,800	277,200	308,500	417,600	34	212,800	237,500	334,100	360,000	445,400	
	11	168,500	189,500	279,600	311,300	419,000	35	214,500	240,100	336,200	361,700	445,900	
	12	170,500	192,200	282,000	314,200	420,300	36	216,200	242,800	338,200	363,500	446,400	
	13	172,500	195,100	284,500	316,800	421,600	37	217,700	245,400	340,300	365,400	446,900	
	14	174,700	196,800	286,600	319,000	423,000	38	219,400	247,900	342,200	366,900		
	15	176,900	198,400	288,700	321,200	424,400	39	221,100	250,400	344,200	368,500		
	16	179,100	200,100	290,900	323,500	425,800	40	222,800	252,900	346,100	370,100		
再任 用職 員以 外の 職員	17	181,400	201,900	293,100	325,800	427,000	41	224,400	255,600	348,000	371,400		
	18	184,000	203,600	295,800	328,000	428,300	42	226,100	258,000	349,800	372,800		
	19	186,500	205,300	298,400	330,300	429,500	43	227,700	260,300	351,600	374,300		
	20	189,000	206,900	301,100	332,500	430,800	44	229,300	262,600	353,300	375,800		
	21	191,500	208,700	303,600	334,800	431,900	45	231,000	264,900	355,100	377,300		
	22	193,200	210,600	306,300	337,000	433,100	46	232,500	267,200	356,800	378,900		
	23	194,900	212,500	308,800	339,300	434,400	47	234,000	269,400	358,400	380,500		
	24	196,600	214,400	311,500	341,600	435,700	48	235,400	271,600	360,000	382,000		

49	237,000	274,000	361,400	383,400	81	279,700	344,800	399,900	416,200
50	238,400	276,000	362,900	384,900	82	280,700	346,600	400,700	416,600
51	240,000	278,100	364,600	386,400	83	281,900	348,300	401,400	417,000
52	241,200	280,200	366,200	387,800	84	283,100	350,100	402,200	417,300
53	242,500	282,200	367,700	389,000	85	284,100	351,500	402,900	417,600
54	244,000	284,800	369,200	390,300	86	285,000	353,100	403,700	418,000
55	245,300	287,200	370,700	391,400	87	286,000	354,800	404,400	418,400
56	246,600	289,700	372,200	392,500	88	287,000	356,300	405,100	418,700
57	248,000	291,900	373,700	394,000	89	288,100	357,700	405,700	419,000
58	249,200	294,500	375,100	395,200	90	289,000	359,000	406,400	419,300
59	250,400	297,000	376,500	396,400	91	289,900	360,400	406,900	419,600
60	251,700	299,700	377,800	397,700	92	290,800	361,800	407,600	419,800
61	253,100	302,100	378,700	398,900	93	291,300	363,300	408,000	420,000
62	254,500	304,500	379,900	399,900	94	292,000	364,600	408,400	
63	255,800	307,000	381,100	401,300	95	292,800	365,900	408,700	
64	256,800	309,400	382,200	402,600	96	293,600	367,100	409,000	
65	257,800	311,800	383,200	403,800	97	294,400	368,100	409,300	
66	259,300	314,000	384,400	404,900	98	295,200	369,100	409,600	
67	260,900	316,100	385,400	406,100	99	296,000	370,100	409,900	
68	262,400	318,300	386,500	407,200	100	296,700	371,100	410,100	
69	264,000	320,600	387,700	408,200	101	297,600	372,000	410,300	
70	265,500	322,700	388,700	409,400	102	298,100	373,000	410,600	
71	267,000	324,900	389,800	410,600	103	298,600	374,000	410,900	
72	268,500	326,900	391,000	411,800	104	299,100	375,000	411,100	
73	269,700	329,100	392,000	412,400	105	299,300	375,800	411,300	
74	270,900	331,200	393,100	413,200	106	299,700	376,700	411,600	
75	272,200	333,400	394,200	413,900	107	300,000	377,600	411,900	
76	273,500	335,600	395,300	414,400	108	300,200	378,600	412,100	
77	274,900	337,400	396,200	414,700	109	300,400	379,400	412,300	
78	276,000	339,300	397,100	415,100	110	300,600	380,400	412,600	
79	277,200	341,200	398,100	415,500	111	300,900	381,400	412,900	
80	278,400	343,000	399,100	415,900	112	301,200	382,400	413,100	

再任
用職
員以
外の
職員

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年大分県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	377,000
2	426,000
3	479,000
4	542,000
5	618,000
6	722,000
7	845,000

第五条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第四条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000
6	708,000
7	828,000

第五条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「」を「六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては」に、「百分の百七十」を「百分の百五十五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年大分県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	400,000
2	461,000
3	524,000
4	606,000
5	705,000
6	805,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
1	円 332,000
2	369,000
3	398,000

第六條第二項中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第六條 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五條第一項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
1	円 392,000
2	452,000
3	514,000
4	594,000
5	691,000
6	789,000

第五條第二項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
1	円 326,000
2	362,000
3	390,000

第六條第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「」を「六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては」に、「百分の百七十」を「百分の百五十五」に改める。

(特別職の常勤職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第七條 特別職の常勤職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十六年大分県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第八條 特別職の常勤職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「百分の百四十」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則第三項中「百分の一・二」を「百分の三・二」に改める。

(特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第九条 特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和三十八年大分県条例第三十六号）

の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第三条、第五条関係）

特別職秘書給料表	
号給	給料月額
一号給	三三〇、一〇〇円
二号給	二四八、五〇〇円
三号給	二六六、九〇〇円
四号給	二八五、三〇〇円
五号給	三〇三、七〇〇円
六号給	三二五、九〇〇円
七号給	三四六、七〇〇円
八号給	三六七、五〇〇円
九号給	三八七、六〇〇円
十号給	四一四、一〇〇円
十一号給	四三三、三〇〇円
十二号給	四六五、六〇〇円
十三号給	四九〇、〇〇〇円
十四号給	五一一、三〇〇円
十五号給	五三二、六〇〇円
十六号給	五三〇、七〇〇円

第十条 特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第三条、第五条関係）

特別職秘書給料表	
号給	給料月額
一号給	三三五、八〇〇円
二号給	二四三、八〇〇円
三号給	二六一、八〇〇円
四号給	二七九、八〇〇円
五号給	二九七、八〇〇円
六号給	三一八、九〇〇円
七号給	三三九、五〇〇円
八号給	三六〇、一〇〇円
九号給	三七九、八〇〇円

十号給	四〇五、八〇〇円
十一号給	四三三、六〇〇円
十二号給	四五六、一〇〇円
十三号給	四八〇、〇〇〇円
十四号給	五〇〇、九〇〇円
十五号給	五一二、九〇〇円
十六号給	五一九、九〇〇円

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第十一条 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例(昭和三十二年大分県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「二六、八〇〇円」を「二六、二〇〇円」に、「三四、九〇〇円」を「三四、二〇〇円」に改める。

(学校職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第十二条 学校職員の特殊勤務手当支給条例(昭和三十七年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「六千四百円」を「八千円」に改め、同項第二号中「六千円」を「七千五百円」に改め、同項第三号中「三千七百円」を「四千五百五十円」に改め、同項第四号中「三千四百円」を「四千二百五十円」に改め、同項第五号中「三千四百円」を「四千元」に改める。

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十三条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年大分県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「、第四条の六」を削る。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十四条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十八年大分県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第九条の二中「休日等」の下に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、第三条の二に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第十二条の二第一項中「、第四条の六」を削る。

(大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十五条 大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十八年大分県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「休日等」の下に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条

に次の一項を加える。

- 2 前項に規定する場合のほか、第五条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第二十三条第二項中「、第十一条」を削る。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第十六条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年大分県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の表第二十三条の四の項中「、第十三条の七」を削る。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第十七条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年大分県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「除く。」には」の下に「、平成三十年三月三十一日までの間」を、「相当する額」の下に「を超えない範囲内において任命権者が人尊委員会に協議して定める額」を加える。

第十八条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十九年大分県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「給料月額」の下に「平成三十年三月三十一日までの間にあつては、」を、「相当する額」の下に「を超えない範囲内において任命権者が人事委員会に協議して定める額」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条の規定 平成二十七年一月一日

二 第二条、第四条、第六条、第八条、第十条、第十一条及び第十三条から第十八条まで並びに附則第六項から第十七項までの規定 平成二十七年四月一日

- 2 第一条の規定(職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第二十三条第二項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定、第三条の規定(一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。))第五条第二項の改正規定を除く。)による改正後の任期付職員条例の規定、第五条の規定(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。))第六条第二項の改正規定を除く。)による改正後の任期付研究員条例の規定及び第九条の規定による改正後の特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の特別職秘書給与条例」という。)の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

3 第一条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第二十三条第二項の規定、第三条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第五条第二項の規定、第五条の規定による改正後の任期付研究員条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）第六条第二項の規定及び第七条の規定による改正後の特別職の常勤職員及び教員長の給与等に関する条例（以下「改正後の特別職等の給与条例」という。）第五条第一項の規定は、平成二十六年十二月一日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

4 平成二十六年四月一日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

5 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の特別職等の給与条例又は改正後の特別職秘書給与条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の任期付職員条例、第五条の規定による改正前の任期付研究員条例、第七条の規定による改正前の特別職の常勤職員及び教員長の給与等に関する条例又は第九条の規定による改正前の特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の特別職等の給与条例又は改正後の特別職秘書給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（切替日前の異動者の号給の調整）

6 平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成二十二年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められると

きは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

10 前三項の規定による給料を支給される職員（次項及び附則第十二項において「現給保障対象職員」という。）に関する給与条例第五条第二項、第十四条の五第一項、第十四条の六第一項及び第二十二條第五項（給与条例第二十三條第四項において準用する場合及び職員の育児休業等に関する条例第十六條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年大分県条例第三十八号）第三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年大分県条例第 号）附則第七項から第九項までの規定による給料との合計額」とする。

11 現給保障対象職員のうち職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年大分県条例第六十一号）附則第八項から第十項までの規定による給料を支給される職員に関する同条例附則第十一項の規定の適用については、同項中「と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年大分県条例第六十一号）附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額」と、「とあるのは、「職員給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年大分県条例第六十一号）附則第八項から第十項までの規定による給料の額及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年大分県条例第 号）附則第七項から第九項までの規定による給料の額の合計額」と、「とする。この場合においては、前項の規定は適用しない。

12 現給保障対象職員のうち職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十九年大分県条例第四十三号）附則第七項から第九項までの規定による給料を支給される職員に関する同条例附則第十項の規定の適用については、同項中「と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十九年大分県条例第四十三号）附則第七項から第九項までの規定による給料の額との合計額」と、「とあるのは、「職員給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十九年大分県条例第四十三号）附則第七項から第九項までの規定による給料の額及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年大分県条例第 号）附則第七項から第九項までの規定による給料の額の合計額」と、「とする。この場合においては、附則第十項の規定（給与条例第五条第二項の読替規定に限る。）は適用しない。

（平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

13 切替日から平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の上欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条の二第 二項第一号	百分の二十	百分の二十を超えない範囲内で人 事委員会規則で定める割合
第十三条の二第	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で人

二項第二号		事委員会規則で定める割合
第十三条の二第 二項第三号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で人事 事委員会規則で定める割合
第十三条の二第 二項第四号	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で人事 事委員会規則で定める割合
第十三条の二第 二項第五号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で人事 委員会規則で定める割合
第十三条の二第 二項第六号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で人事 委員会規則で定める割合
第十三条の二第 二項第七号	百分の三	百分の三を超えない範囲内で人事 委員会規則で定める割合
第十三条の三 二項	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で人事 事委員会規則で定める割合
第十三条の七第 二項	三万円	三万円を超えない範囲内で人事委 員会規則で定める額

(地域手当に関する経過措置)

14 第二条の規定の施行の際現に給与条例第十三条の四第一項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において第二条の規定による改正前の給与条例第十三条の二の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する同項の規定の適用については、同項中「同条第二項各号に定める割合をいう。以下」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年大分県条例第 号）第二条の規定による改正前の第十三条の二第二項各号に定める割合をいう。以下」とする。

(特別職の常勤職員等の給料等に関する経過措置)

15 切替日の前日から引き続き知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長（以下「特別職の常勤職員等」という。）である者で、当該特別職の常勤職員等として受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる特別職の常勤職員等には、平成三十二年三月三十一日又は切替日を含む任期に係る期間の末日のいずれが早い日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

16 前項の規定により給料を支給される特別職の常勤職員等に関する特別職の常勤職員及び教育長の給与等に関する条例第五条の規定の適用については、同条第一項中「給料月額、」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年大分県条例第 号。以下「平成二十六年改正条例」という。）附則第十五項の規定による給料との合計額、」と、同項及び同条第二項中「給料月額に」とあるのは「給料月額と平成二十六年改正条例附則第十五項の規定による給料との合計額に」とする。

(非常勤職員の報酬に関する経過措置)

- 17 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例第二条第二号に掲げる者で、第十一条の規定による改正前の同条例別表の規定により支給される報酬の額が勤務一日につき二万六千二百円を超え二万六千八百円以下であるもの（同表の規定により知事が指定する医師等にあつては三万四千二百円を超え三万四千九百円以下であるもの）に対する同条の規定による改正後の同表の規定の適用については、平成三十二年三月三十一日（当該者が同日前に離職をした場合にあつては、当該離職をした日）までの間は、同表中「二六、二〇〇円」とあるのは「二六、八〇〇円」と、「三四、二〇〇円」とあるのは「三四、九〇〇円」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 18 附則第四項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

理 由

人事委員会の勧告等の趣旨を尊重し、国及び各県の給与改定等の事情を考慮して、一般職の職員の給与の改定等を行う必要があるので提出する。

第百二十一号議案

職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十一月二十六日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年大分県条例第百五号)の一部を次のように改正する。

第六条の四第一項第一号中「五万円」を「六万五千元」に改め、同項第二号中「四万五千八百五十円」を「五万九千五百五十円」に改め、同項第三号中「四万七千七百円」を「五万四千五百五十円」に改め、同項第四号中「三万三千三百五十円」を「四万三千三百五十円」に改め、同項第五号中「二万五千元」を「三万二千五百円」に改め、同項第六号中「二万八千五百円」を「二万七千五百円」に改め、同項第七号中「一万六千七百円」を「二万七千七百円」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第二号中「前号」を「第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第一号」を「第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

(特別職の常勤職員及び教育長の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 特別職の常勤職員及び教育長の退職手当に関する条例(昭和五十八年大分県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 6 知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の退職手当の額は、当分の間、第三条の規定により算定した額に百分の百二を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(規則への委任)

- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

理 由

給与制度の総合的見直し等が退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、国家公務員の退職手当の改定の事情を考慮して、退職手当の調整額等を改定する必要があるので提出する。

第百三十五号議案

大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十一月二十六日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

大分県立学校の設置に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表の高等学校の部の大分県立山香農業高等学校の項及び大分県立日出陽谷高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

理 由

高校改革推進計画に基づき、在校生が卒業する県立山香農業高等学校及び県立日出陽谷高等学校を廃止したいので提出する。

第百三十六号議案

大分県立芸術会館の設置及び管理に関する条例の廃止について

大分県立芸術会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十六年十一月二十六日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県立芸術会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

大分県立芸術会館の設置及び管理に関する条例（昭和五十二年大分県条例第十七号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（大分県立芸術会館協議会条例の廃止）

- 2 大分県立芸術会館協議会条例（昭和五十二年大分県条例第十八号）は、廃止する。

（大分県使用料及び手数料条例の一部改正）

- 3 大分県使用料及び手数料条例（昭和三十二年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の大分県立芸術会館の項を削り、同表の大分県立歴史博物館の項中「学校教育法」の下に「（昭和二十二年法律第二十六号）」を加える。

理 由

大分県立美術館の設置に伴い、大分県立芸術会館を廃止したいので提出する。

第五号報告

訴えの提起について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九條第一項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第三項の規定により報告し、承認を求める。

平成二十六年十一月二十六日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 当事者 原告 大分県

被告 千葉県市川市妙典三丁目二十番九号

被相続人森章相続人 森 一 弘

二 事件名 所有権移転登記手続等請求事件

三 事件の概要

大分県（以下「県」という。）は、被告森一弘（以下「被告」という。）の弟で、平成二十六年三月十五日頃に死亡した森章から、同人が所有していた東京都港区六本木六丁目五百三番のB一九〇五号及び同建物の専有部分に係る敷地権（以下建物と敷地権を併せて「本件不動産」という。）の遺贈を受けて、本件不動産の所有権を取得した。

県は、被告に対し、本件不動産の県への所有権移転登記に同意するよう交渉するとともに、本件不動産の所有権を保全するため、平成二十六年九月十二日、東京地方裁判所に対し民事保全法（平成元年法律第九十一号）第二十三條第一項の規定に基づき処分禁止の仮処分命令を申し立て、同月二十五日に仮処分決定を得た。

これに対し、被告が同裁判所に本案の訴えの提起に関する起訴命令を申し立て、平成二十六年十月十五日、県は同裁判所に、民事保全法第三十七條第一項の規定に基づき、同年十一月十七日までに、本案の訴えを管轄裁判所に提起するとともにその提起を証する書面を提出するよう命じられた。

四 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、物件目録記載の不動産について、平成二十六年三月十五日遺贈を原因とする所有権移転登記手続をせよ。
- 2 被告は、原告に対し、物件目録記載の不動産を明け渡せ。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

五 訴訟遂行の方針

- 1 東京地方裁判所に提訴する。
- 2 内田健弁護士を訴訟代理人と定める。
- 3 必要がある場合は、控訴し、又は和解する。

六 専決年月日 平成二十六年十一月七日

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の概要

1 職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

項目	改正内容	備考
(1) 給料表改定	若年層に重点を置いた給料月額額の引上げ（平均改定率0.26%）	平成26年4月1日適用
(2) 初任給調整手当	医師等に対する初任給調整手当の上限月額額の引上げ 医(一) 月額 410,900円 → 412,200円 医歯学専門 月額 50,000円 → 50,300円	
(3) 勤勉手当	期末・勤勉手当の年間支給月数の引上げ（3.95月→4.10月） 引上げ分は勤勉手当に配分	平成26年12月1日適用

勤勉手当	6月期		12月期	
	支給済み	現行	現行	改正後
一般職員	0.675	0.675	0.875	0.825
特定幹部職員	0.875	0.875	0.875	1.025

2 職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

項目	改正内容	備考
(1) 給料表改定	給与制度の総合的な見直しに係る給料月額額の引下げ（平均改定率▲2.0%）	平成27年4月1日適用
(2) 初任給調整手当	獣医師に対する初任給調整手当の上限支給期間の改定 支給期間 10年以内 → 15年以内	
(3) 地域手当	支給割合 東京都特別区 18% → 20% 大阪市 15% → 16% 等	
(4) 単身赴任手当	基礎額 月額 23,000円 → 30,000円 加算限度額 月額 45,000円（1,500km以上） → 70,000円（2,500km以上）	
(5) 管理職員特別勤務手当	管理監督職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要により、平日の深夜に勤務した場合に、勤務1回につき6,000円以内の手当を支給	
(6) 勤勉手当	6月期と12月期の支給月数の改正（期末・勤勉手当4.10月）	

勤勉手当	6月期		12月期	
	現行	改正後	現行	改正後
一般職員	0.675	0.75	0.825	0.75
特定幹部職員	0.875	0.95	1.025	0.95

(7) 単身赴任手当 再任用職員に対して単身赴任手当を支給

3 一般職の任期付職員等の採用等に関する条例（第3条関係）

項目	改正内容	備考												
(1) 給料表改定	任期付職員給料表の全ての号給の給料月額の上上げ	平成26年4月1日適用												
(2) 期末手当	年間支給月数の引上げ（2.95月→3.1月）に係る12月期の支給月数の改正 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">6月期</td> <td colspan="2">12月期</td> </tr> <tr> <td>現行</td> <td>改正後</td> <td>現行</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>1.4</td> <td>1.55</td> <td>1.7</td> <td>1.7</td> </tr> </table>	6月期		12月期		現行	改正後	現行	改正後	1.4	1.55	1.7	1.7	平成26年12月1日適用
6月期		12月期												
現行	改正後	現行	改正後											
1.4	1.55	1.7	1.7											

4 一般職の任期付職員等の採用等に関する条例（第4条関係）

項目	改正内容	備考												
(1) 給料表改定	任期付職員給料表の全ての号給の給料月額の上下げ	平成27年4月1日												
(2) 期末手当	6月期と12月期の支給月数の改正（3.1月） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">6月期</td> <td colspan="2">12月期</td> </tr> <tr> <td>現行</td> <td>改正後</td> <td>現行</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>1.4</td> <td>1.55</td> <td>1.7</td> <td>1.55</td> </tr> </table>	6月期		12月期		現行	改正後	現行	改正後	1.4	1.55	1.7	1.55	
6月期		12月期												
現行	改正後	現行	改正後											
1.4	1.55	1.7	1.55											

5 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（第5条関係）

項目	改正内容	備考												
(1) 給料表改定	第1、2号任期付研究員給料表の全ての号給の給料月額の上上げ	平成26年4月1日適用												
(2) 期末手当	年間支給月数の引上げ（2.95月→3.1月）に係る12月期の支給月数の改正 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">6月期</td> <td colspan="2">12月期</td> </tr> <tr> <td>現行</td> <td>改正後</td> <td>現行</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>1.4</td> <td>1.55</td> <td>1.7</td> <td>1.7</td> </tr> </table>	6月期		12月期		現行	改正後	現行	改正後	1.4	1.55	1.7	1.7	平成26年12月1日適用
6月期		12月期												
現行	改正後	現行	改正後											
1.4	1.55	1.7	1.7											

6 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（第6条関係）

項目	改正内容	備考												
(1) 給料表改定	第1、2号任期付研究員給料表の全ての号給の給料月額の上下げ	平成27年4月1日												
(2) 期末手当	6月期と12月期の支給月数の改正（3.1月） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">6月期</td> <td colspan="2">12月期</td> </tr> <tr> <td>現行</td> <td>改正後</td> <td>現行</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>1.4</td> <td>1.55</td> <td>1.7</td> <td>1.55</td> </tr> </table>	6月期		12月期		現行	改正後	現行	改正後	1.4	1.55	1.7	1.55	
6月期		12月期												
現行	改正後	現行	改正後											
1.4	1.55	1.7	1.55											

7 特別職の常勤職員及び教育長の給与等に関する条例（第7条関係）

項目	改正内容	備考								
期末手当	年間支給月数の引上げ（2.95月→3.1月）に係る12月期の支給月数の改正 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>6月期</td> <td>12月期</td> </tr> <tr> <td>現行</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>1.4</td> <td>1.55</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.7</td> </tr> </table>	6月期	12月期	現行	改正後	1.4	1.55		1.7	平成26年12月1日適用
6月期	12月期									
現行	改正後									
1.4	1.55									
	1.7									

8 特別職の常勤職員及び教育長の給与等に関する条例（第8条関係）

項目	改正内容	備考								
(1) 給料改定	一般職員に準じて給料月額を2%引下げ（現行：▲1.2%→改正後：▲3.2%） （企業局長・病院局長除く）	平成27年4月1日								
(2) 期末手当	6月期と12月期の支給月数の改正（3.1月） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>6月期</td> <td>12月期</td> </tr> <tr> <td>現行</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>1.4</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.625</td> </tr> </table>	6月期	12月期	現行	改正後	1.4	1.7		1.625	
6月期	12月期									
現行	改正後									
1.4	1.7									
	1.625									

9 特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（第9条関係）

項目	改正内容	備考
給料表改定	特別職秘書給料表の全ての号給の給料月額額の引上げ （一般職の職員に準じて改定）	平成26年4月1日適用

10 特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（第10条関係）

項目	改正内容	備考
給料表改定	特別職秘書給料表の全ての号給の給料月額額の引下げ （一般職の職員に準じて改定）	平成27年4月1日

11 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例（第11条関係）

項目	改正内容	備考
報酬の限度額	非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準じる報酬の限度額（日額） 26,800円 → 26,200円 （高度の知識経験に基づき困難な職務を行う医師等で知事が指定するもの 34,900円 → 34,200円）	平成27年4月1日

12 学校職員の特殊勤務手当支給条例（第12条関係）

項目	改正内容	備考
教員特殊業務手当	以下①～⑤の手当について、支給額の改正を行う。 ①災害時緊急業務手当（災害） 6,400円 → 8,000円 ②同上（疾病・補導） 6,000円 → 7,500円 ③修学旅行等引率指導業務手当 3,700円 → 4,550円 ④対外運動競技等引率指導業務手当 3,400円 → 4,250円 ⑤部活動手当 3,400円以内 → 4,000円以内	平成27年1月1日

13 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（第13条関係）

項目	改正内容	備考
単身赴任手当	再任用職員に対して単身赴任手当を支給	平成27年4月1日

14 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第14条関係）

項目	改正内容	備考
(1) 管理職員特別勤務手当	管理監督職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要により、平日の深夜に勤務した場合に手当を支給	平成27年4月1日
(2) 単身赴任手当	再任用職員に対して単身赴任手当を支給	

15 大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（第15条関係）

項目	改正内容	備考
(1) 管理職員特別勤務手当	管理監督職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要により、平日の深夜に勤務した場合に手当を支給	平成27年4月1日
(2) 単身赴任手当	再任用職員に対して単身赴任手当を支給	

16 職員の育児休業等に関する条例（第16条関係）

項目	改正内容	備考
規定整備	給与条例の改正に伴う規定整備	平成27年4月1日

17 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正（平成17年大分県条例第61号）（第17条関係）

項目	改正内容	備考
給料の切替えに伴う経過措置については平成30年3月31日までの間とし、給料月額のほか、その差額に相当する額を超えない範囲内において任命権者が人事委員会に協議して定める額を給料として支給		平成27年4月1日

第14項	<p>で人事委員会規則で定める割合及び月額とする。</p> <p>地域手当に関する経過措置</p>
第15項	<p>地域手当の支給を受けていた職員が切替日に異動した場合等の異動保障は、改正前の地域手当の支給割合とする。</p> <p>特別職の常勤職員等の給料等に関する経過措置</p> <p>切替日の前日から引き続き特別職の常勤職員等である者で、当該切替日の給料月額が切替日の前日の給料月額に達しない場合は、平成32年3月31日までの間又は任期の末日のいずれか早い日までの間、その差額を給料として支給する。</p>
第16項	<p>特別職の常勤職員等の期末手当については、給料月額と附則第15項の規定による給料との合計額により算定する。</p>
第17項	<p>非常勤職員の報酬に関する経過措置</p> <p>第11条による改正前の規定により支給される報酬の額が日額26,200円（医師等で知事が指定するものは34,200円）超26,800円（医師等で知事が指定するものは34,900円）以下の報酬を現に支給されている委員は、平成32年3月31日（または離職をした日）までの間、限度額を26,800円（医師等で知事が指定するものは34,900円）とする。</p>
第18項	<p>人事委員会規則への委任</p> <p>附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、人事委員会で定める。</p>

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 新旧対照表

○職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（初任給調整手当）</p> <p>第十一条の二 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号から第三号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>一 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 四十一万二千二百円</p> <p>二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額 五万三百円</p> <p>三 略</p> <p>四 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第二十三条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に依りて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定め</p>	<p>（初任給調整手当）</p> <p>第十一条の二 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号から第三号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>一 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 四十一万九百円</p> <p>二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額 五万円</p> <p>三 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 三万円</p> <p>四 前三号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 二千五百円</p> <p>2・3 略</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第二十三条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に依りて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定め</p>

る日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十二・五（特定管理職員にあつては、百分の百二・五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の三十七・五（特定管理職員にあつては、百分の四十七・五）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第二十二条第五項の規定は、第二項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「第二十三条第三項」と読み替えるものとする。

5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第二十二条の二中「前条第一項」とあるのは「第二十三条第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第二十三条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する人事委員会規則で定める日）をいう。以下この条及び次条において同じ。」と読み替えるものとする。

る日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の六十七・五（特定管理職員にあつては、百分の八十七・五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の三十二・五（特定管理職員にあつては、百分の四十二・五）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第二十二条第五項の規定は、第二項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「第二十三条第三項」と読み替えるものとする。

5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第二十二条の二中「前条第一項」とあるのは「第二十三条第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第二十三条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する人事委員会規則で定める日）をいう。以下この条及び次条において同じ。」と読み替えるものとする。

○職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（初任給調整手当）
 第十一条の二 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号から第三号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
 一、四 略
 二、三 略

（初任給調整手当）
 第十一条の二 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号から第三号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
 一、四 略
 二、三 略

（地域手当）
 第十三条の二 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する公署で人事委員会規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。
 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 一 一級地 百分の二十
 二 二級地 百分の十六
 三 三級地 百分の十五
 四 四級地 百分の十二
 五 五級地 百分の十
 六 六級地 百分の六
 七 七級地 百分の三

（地域手当）
 第十三条の二 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する公署で人事委員会規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。
 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 一 一級地 百分の十八
 二 二級地 百分の十五
 三 三級地 百分の十二
 四 四級地 百分の十
 五 五級地 百分の六
 六 六級地 百分の三

3 前項の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

3 前項の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

第十三条の三 医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に百分の十六を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(単身赴任手当)

第十三条の七 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、三万円(人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、七万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額)とする。

3 第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)
第二十一条 第十六条から第十八条までの規定は、第十一条第一項に規定する職にある職員には、適用しない。

第十三条の三 医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に百分の十五を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(単身赴任手当)

第十三条の七 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、二万三千元(人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、四万五千元を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額)とする。

3 第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)
第二十一条 第十六条から第十八条までの規定は、第十一条第一項に規定する職にある職員には、適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第二十一条の二 第十一条一項に規定する職にある職員が公務の運営上臨時又は緊急の必要により週休日、祝日法による休日等又は年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第十一条一項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)
- 二 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、六千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額
- 4 前三項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(勤勉手当)

第二十三条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に依りて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若し

(管理職員特別勤務手当)

第二十一条の二 第十一条 規定する職にある職員が公務の運営上臨時又は緊急の必要により週休日、祝日法による休日等又は年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

3 前二項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(勤勉手当)

第二十三条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に依りて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若し

くは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十五(特定管理職員にあつては、百分の九十五)を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の三十五(特定管理職員にあつては、百分の四十五)を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第二十二条第五項の規定は、第二項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「第二十三条第三項」と読み替えるものとする。

5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第二十二条の二中「前条第一項」とあるのは「第二十三条第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日(第二十三条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する人事委員会規則で定める日)をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(再任用職員についての適用除外)

第二十三条の四 第十一条の二から第十三条の三から第十三条の五まで 及び第十四条の二から第十四条の四までの規定は、再任用職員には適用しない。

くは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十二・五(特定管理職員にあつては、百分の百二・五)を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の三十七・五(特定管理職員にあつては、百分の四十七・五)を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第二十二条第五項の規定は、第二項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「第二十三条第三項」と読み替えるものとする。

5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第二十二条の二中「前条第一項」とあるのは「第二十三条第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日(第二十三条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する人事委員会規則で定める日)をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(再任用職員についての適用除外)

第二十三条の四 第十一条の二から第十三条まで、第十三条の三から第十三条の五まで、第十三条の七及び第十四条の二から第十四条の四までの規定は、再任用職員には適用しない。

- 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年大分県条例第四十二号）（第三条関係）（省略）
- 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年大分県条例第四十二号）（第四条関係）（省略）
- 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年大分県条例第四十三号）（第五条関係）（省略）
- 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年大分県条例第四十三号）（第六条関係）（省略）

○特別職の常勤職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第十四号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（期末手当） 第五条 特別職の常勤職員及び教育長の期末手当の額は、給料月額、給料月額に百分の二十を乗じて得た額及び給料月額に百分の二十五を超えない範囲内で知事（教育長の期末手当にあつては教育委員会）の定める割合を乗じて得た額の合計額に一般職の職員（職員の給与に関する条例（昭和三十一年大分県条例第三十九号。以下「職員給与条例」という。）第二十二条第二項に規定する特定管理職員を除く。）の期末手当の例により一定の割合を乗じて得た額（教育長にあつては、当該期末手当の支給に係る在職期間における勤務成績が良好でない場合には、その額から、その勤務成績に応じ教育委員会が定める額を減じて得た額）とする。この場合において、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（期末手当） 第五条 特別職の常勤職員及び教育長の期末手当の額は、給料月額、給料月額に百分の二十を乗じて得た額及び給料月額に百分の二十五を超えない範囲内で知事（教育長の期末手当にあつては教育委員会）の定める割合を乗じて得た額の合計額に一般職の職員（職員の給与に関する条例（昭和三十一年大分県条例第三十九号。以下「職員給与条例」という。）第二十二条第二項に規定する特定管理職員を除く。）の期末手当の例により一定の割合を乗じて得た額（教育長にあつては、当該期末手当の支給に係る在職期間における勤務成績が良好でない場合には、その額から、その勤務成績に応じ教育委員会が定める額を減じて得た額）とする。この場合において、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百五十」と読み替えるものとする。</p>

○ 特別職の常勤職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第十四号）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（期末手当）</p> <p>第五条 特別職の常勤職員及び教育長の期末手当の額は、給料月額、給料月額に百分の二十を乗じて得た額及び給料月額に百分の二十五を超えない範囲内で知事（教育長の期末手当にあつては教育委員会）の定める割合を乗じて得た額の合計額に一般職の職員（職員の給与に関する条例（昭和三十三年大分県条例第三十九号。以下「職員給与条例」という。）第二十二條第二項に規定する特定管理職員を除く。）の期末手当の例により一定の割合を乗じて得た額（教育長にあつては、当該期末手当の支給に係る在職期間における勤務成績が良好でない場合には、その額から、その勤務成績に同じ教育委員会が定める額を減じて得た額）とする。この場合において、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十二・五」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>1・2 附則 (略)</p> <p>3 知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の給料月額は、当分の間、第三条の規定にかかわらず、別表に掲げる知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の給料月額からそれぞれ同表に掲げる知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の給料月額に百分の三・二を乗じて得た額を減じて得た額とする。</p> <p>4 〓 7 (略)</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第五条 特別職の常勤職員及び教育長の期末手当の額は、給料月額、給料月額に百分の二十を乗じて得た額及び給料月額に百分の二十五を超えない範囲内で知事（教育長の期末手当にあつては教育委員会）の定める割合を乗じて得た額の合計額に一般職の職員（職員の給与に関する条例（昭和三十三年大分県条例第三十九号。以下「職員給与条例」という。）第二十二條第二項に規定する特定管理職員を除く。）の期末手当の例により一定の割合を乗じて得た額（教育長にあつては、当該期末手当の支給に係る在職期間における勤務成績が良好でない場合には、その額から、その勤務成績に同じ教育委員会が定める額を減じて得た額）とする。この場合において、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>1・2 附則 (略)</p> <p>3 知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の給料月額は、当分の間、第三条の規定にかかわらず、別表に掲げる知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の給料月額からそれぞれ同表に掲げる知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の給料月額に百分の一・二を乗じて得た額を減じて得た額とする。</p> <p>4 〓 7 (略)</p>

○特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和三十八年大分県条例第三十六号）（第九条関係）
（省略）

○特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和三十八年大分県条例第三十六号）（第十条関係）
（省略）

○附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和三十二年大分県条例第七十四号）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第三条関係）			
区分	報酬の額	区分	報酬の額
非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者	日額二六、二〇〇円（高度の知識経験に基づき困難な職務を行う医師等で知事が指定するものについては三四、二〇〇円）以内とし、予算に定められた範囲内で任命権者が定める額。ただし、知事が日額により難い事由があると認めるときは、月額又は年額等で定めることができる。	非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者	日額二六、八〇〇円（高度の知識経験に基づき困難な職務を行う医師等で知事が指定するものについては三四、九〇〇円）以内とし、予算に定められた範囲内で任命権者が定める額。ただし、知事が日額により難い事由があると認めるときは、月額又は年額等で定めることができる。

○学校職員の特殊勤務手当支給条例（昭和二十七年大分県条例第二十七号）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第九条 略</p> <p>第十条 第二条第八号の手当は、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の一級、二級又は特二級のものが次に掲げる業務に従事した場合において当該業務が心身に著しく負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶ場合に支給する。</p> <p>一 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの</p> <p>イ 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防護若しくは復旧の業務</p> <p>ロ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務</p> <p>ハ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務</p> <p>ニ 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</p> <p>三 教育委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和三十二年大分県条例第二十四号）第五条に規定する週休日及び職員の給与に関する条例（昭和十七年大分県条例）の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日（以下「週休日等」という。）に行うもの</p> <p>四 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>一 前項第一号イの業務 <u>八千円</u>（被害が特に甚大な非常災害（教育委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあつ</p>	<p>第一条～第九条 略</p> <p>第十条 第二条第八号の手当は、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の一級、二級又は特二級のものが次に掲げる業務に従事した場合において当該業務が心身に著しく負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶ場合に支給する。</p> <p>一 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの</p> <p>イ 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防護若しくは復旧の業務</p> <p>ロ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務</p> <p>ハ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務</p> <p>ニ 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</p> <p>三 教育委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和三十二年大分県条例第二十四号）第五条に規定する週休日及び職員の給与に関する条例（昭和十七年大分県条例）の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日（以下「週休日等」という。）に行うもの</p> <p>四 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>一 前項第一号イの業務 <u>六千四百円</u>（被害が特に甚大な非常災害（教育委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあつ</p>

ては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額)

二 前項第一号ロ及びハの業務 七千五百円

三 前項第二号の業務 四千五百五十円

四 前項第三号の業務 四千二百五十円

五 前項第四号の業務 四千円の範囲内で教育委員会規則で定める額

第十一条～第十七条 略

ては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額)

二 前項第一号ロ及びハの業務 六千円

三 前項第二号の業務 三千七百円

四 前項第三号の業務 三千四百円

五 前項第四号の業務 三千四百円の範囲内で教育委員会規則で定める額

第十一条～第十七条 略

○技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年大分県条例第四十四号）（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定の職員についての適用除外） 第十二条の二、第三条の二、<u>第四条、第四条の三、第四条の四</u>、<u>第五条の二、第五条の三及び第十二条の規定は、地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）には適用しない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>（特定の職員についての適用除外） 第十二条の二、第三条の二、<u>第四条、第四条の三、第四条の四、第四条の六、第五条の二、第五条の三及び第十二条の規定は、地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）には適用しない。</u></p> <p>2 第四条、<u>第四条の四及び第四条の六の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）には適用しない。</u></p>

○企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年大分県条例第五十二号）（第十四条関係）
（省略）

○大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十八年大分県条例第二十三号）（第十五条関係）
（省略）

○職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号）（第十六条関係）
（省略）

○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正（平成十七年大分県条例第六十一号）（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （給料の切替えに伴う経過措置） 8 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年大分県条例第五十八号。以下「平成二十一年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成三十年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を超えない範囲内において任命権者が人事委員会に協議して定める額を給料として支給する。</p> <p>一・二 略</p>	<p>附則 （給料の切替えに伴う経過措置） 8 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年大分県条例第五十八号。以下「平成二十一年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、 その差額に相当する額 を給料として支給する。</p> <p>一 平成二十一年改正条例附則第二項第一号に規定する減額改定対象職員 百分の九十九・一 二 前号に掲げる職員以外の職員（医療職給料表（一）又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員を除く。） 百分の九十九・三四</p>

○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正（平成十九年大分県条例第四十三号）（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>7 附則 （職務の級の変更に伴う経過措置） 平成二十年四月一日（以下「変更日」という。）に知事が定める事由により職務の級が同一の給料表の下位の職務の級に変更された職員で、その者の受ける給料月額が変更日の前日において受けていた給料月額（平成三十年三月三十一日までの間にあつては、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年大分県条例第五十八号。以下「平成二十一年改正条例」という。）第十一条の規定による改正前の平成十七年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料を含む。）（平成二十一年改正条例の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を超えない範囲内において任命権者が人事委員会に協議して定める額を給料として支給する。</p> <p>一・二 略</p>	<p>7 附則 （職務の級の変更に伴う経過措置） 平成二十年四月一日（以下「変更日」という。）に知事が定める事由により職務の級が同一の給料表の下位の職務の級に変更された職員で、その者の受ける給料月額が変更日の前日において受けていた給料月額（<u>職員の給与に関する条例等</u>の一部を改正する条例（平成二十一年大分県条例第五十八号。以下「平成二十一年改正条例」という。）第十一条の規定による改正前の平成十七年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料を含む。）（平成二十一年改正条例の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>一 平成二十一年改正条例附則第二項第一号に規定する減額改定対象職員 百分の九十九・一 二 前号に掲げる職員以外の職員（医療職給料表（一）又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員を除く。） 百分の九十九・三四</p>

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案の概要

条 項	改 正 内 容																
<p>職員の退職手当に関する条例 第6条の4の改正</p>	<p>・調整額の改定 退職した職員の退職前の職責（5年分）に応じて加算することとされている「調整額」を以下のとおり改定する。</p> <table border="1" data-bbox="483 338 938 1603"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正 案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号区分 50,000円</td> <td>65,000円</td> </tr> <tr> <td>第2号区分 45,850円</td> <td>59,550円</td> </tr> <tr> <td>第3号区分 41,700円</td> <td>54,150円</td> </tr> <tr> <td>第4号区分 33,350円</td> <td>43,350円</td> </tr> <tr> <td>第5号区分 25,000円</td> <td>32,500円</td> </tr> <tr> <td>第6号区分 20,850円</td> <td>27,100円</td> </tr> <tr> <td>第7号区分 16,700円</td> <td>21,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※なお、これまで第7号区分は勤続期間24年以下の退職者には支給しないこととしていたが、支給の対象とする。 以上、国家公務員と同様の取扱いに改正を行うもの。</p>	現 行	改 正 案	第1号区分 50,000円	65,000円	第2号区分 45,850円	59,550円	第3号区分 41,700円	54,150円	第4号区分 33,350円	43,350円	第5号区分 25,000円	32,500円	第6号区分 20,850円	27,100円	第7号区分 16,700円	21,700円
現 行	改 正 案																
第1号区分 50,000円	65,000円																
第2号区分 45,850円	59,550円																
第3号区分 41,700円	54,150円																
第4号区分 33,350円	43,350円																
第5号区分 25,000円	32,500円																
第6号区分 20,850円	27,100円																
第7号区分 16,700円	21,700円																
<p>特別職の常勤職員及び教育長の退職手当に関する条例 附則第6項の追加</p>	<p>・退職手当の額の改定 一般職職員との均衡を図るため、当分の間、知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の退職手当の額に1.02を乗じて得た額を支給する。</p>																

施行期日：平成27年 4月 1日

○職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年大分県条例第百五号）の一部改正（案） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（退職手当の調整額） 第六条の四（同下）</p>	<p>（退職手当の調整額） 第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百五十五号。以下「施行令」という。）第六条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続き地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。））、地方公務員法第二十九条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち知事が別に定めるものを除く。）ごとに当該各月に</p>

<p>5</p> <p>四 (略)</p> <p>自己都合等退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零</p>	<p>一 第一号区分 六万五千元</p> <p>二 第二号区分 五万九千五百五十円</p> <p>三 第三号区分 五万四千五百五十円</p> <p>四 第四号区分 四万三千三百五十円</p> <p>五 第五号区分 三万二千五百円</p> <p>六 第六号区分 二万七千五百円</p> <p>七 第七号区分 二万七千七百円</p> <p>八 第八号区分 零</p>	<p>2 3 (略)</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p>
<p>5</p> <p>四 (略)</p> <p>自己都合等退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額</p> <p>三 自己都合等退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額</p> <p>二 退職した者のうち自己都合等退職者以外のもののでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額</p> <p>一 退職した者のうち自己都合等退職者以外のもののでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額</p>	<p>一 第一号区分 五万八千八百五十円</p> <p>二 第二号区分 四万七千七百円</p> <p>三 第三号区分 四万五千五百五十円</p> <p>四 第四号区分 三万三千三百五十円</p> <p>五 第五号区分 二万五千円</p> <p>六 第六号区分 二万八千五百五十円</p> <p>七 第七号区分 一万六千七百円</p> <p>八 第八号区分 零</p>	<p>2 3 (略)</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p>

<p>5</p> <p>五 (略)</p> <p>自己都合等退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零</p>	<p>一 第一号区分 五万円</p> <p>二 第二号区分 四万五千八百五十円</p> <p>三 第三号区分 四万七千七百円</p> <p>四 第四号区分 三万三千三百五十円</p> <p>五 第五号区分 二万五千円</p> <p>六 第六号区分 二万八千五百五十円</p> <p>七 第七号区分 一万六千七百円</p> <p>八 第八号区分 零</p>	<p>2 3 (略)</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p>	<p>その者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p>
<p>5</p> <p>四 (略)</p> <p>自己都合等退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額</p> <p>三 自己都合等退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額</p> <p>二 退職した者のうち自己都合等退職者以外のもののでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額</p> <p>一 退職した者のうち自己都合等退職者以外のもののでその勤続期間が五年以上二十四年以下のもの 第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第七号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額</p>	<p>一 第一号区分 五万円</p> <p>二 第二号区分 四万五千八百五十円</p> <p>三 第三号区分 四万七千七百円</p> <p>四 第四号区分 三万三千三百五十円</p> <p>五 第五号区分 二万五千円</p> <p>六 第六号区分 二万八千五百五十円</p> <p>七 第七号区分 一万六千七百円</p> <p>八 第八号区分 零</p>	<p>2 3 (略)</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p>	<p>その者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</p>

○特別職の常勤職員及び教育長の退職手当に関する条例（昭和五十八年大分県条例第十八号）の一部改正（案） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1 5 (略)</p> <p>6 知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の退職手当の額は、 当分の間、第三条の規定により算定した額に百分の百二を乗じて 得た額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 5 (略)</p>

大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

1 改正内容

大分県立山香農業高等学校及び大分県立日出暘谷高等学校を廃止する。

2 改正理由

「高校改革推進計画 後期再編整備計画」に基づき、県立山香農業高等学校及び県立日出暘谷高等学校を統合し、新たに県立日出総合高等学校を平成25年4月に開校（設置は平成24年10月）した。

これに伴い、県立山香農業高等学校及び県立日出暘谷高等学校の生徒の募集を平成25年度から停止した。

生徒募集を停止した2校については、平成24年度以前に入学した生徒が卒業するまでの間存続することとしているところ、平成27年3月をもってこれらの生徒が卒業するため、今回廃止するものである。

3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

○大分県立学校の設置に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十七号） 新旧対照表

新		旧	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
高等学校の部	高等学校の部	高等学校の部	高等学校の部
名 称	名 称	名 称	名 称
大分県立高田高等学校	大分県立高田高等学校	大分県立高田高等学校	大分県立高田高等学校
（略）	（略）	（略）	（略）
大分県立杵築高等学校	大分県立杵築高等学校	大分県立杵築高等学校	大分県立杵築高等学校
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
大分県立日出総合高等学校	大分県立日出総合高等学校	大分県立日出総合高等学校	大分県立日出総合高等学校
（以下略）	（以下略）	（以下略）	（以下略）
位 置	位 置	位 置	位 置
豊後高田市玉津一、八三四番地一	豊後高田市玉津一、八三四番地一	豊後高田市玉津一、八三四番地一	豊後高田市玉津一、八三四番地一
（略）	（略）	（略）	（略）
杵築市大字本庄二、三七九番地	杵築市大字本庄二、三七九番地	杵築市大字本庄二、三七九番地	杵築市大字本庄二、三七九番地
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
速見郡日出町大字大神一、三九六番地四三	速見郡日出町大字大神一、三九六番地四三	速見郡日出町大字大神一、三九六番地四三	速見郡日出町大字大神一、三九六番地四三
（以下略）	（以下略）	（以下略）	（以下略）
（以下略）	（以下略）	（以下略）	（以下略）

大分県立芸術会館の設置及び管理に関する条例の廃止について

1 芸術会館の設置条例の廃止

- (1) 大分県立芸術会館の設置及び管理に関する条例（昭和52年大分県条例第17号）の廃止

<廃止の理由>

平成27年4月に県立美術館が開館することとなり、美術館としての使命を終えることから、芸術会館を廃止するもの

2 関係条例の整備

- (1) 大分県立芸術会館協議会条例（昭和52年大分県条例第18号）の廃止

・芸術会館の廃止に伴い、その業務や展覧会についての審議を行ってきた協議会の役割もなくなることから当該条例を廃止するもの

- (2) 大分県使用料及び手数料条例（昭和31年大分県条例第27号）の一部改正

・芸術会館の廃止に伴い、別表第1の大分県立芸術会館の項を削るもの

3 施行期日 平成27年4月1日

訴えの提起【県立盲学校に対する遺贈の件】（専決処分）について

1 経緯

- 森章氏（盲学校第2代校長 森清克^{きよかつ}氏の孫）が、自身の所有するマンションの土地・建物を盲学校に遺贈し、同校で売却してその売却益を同校の運営に役立ててほしい旨の遺言書を作成し、平成26年3月15日ごろ死亡していたことが判明した。
- 県はこの遺贈を受けることとし、唯一の相続人である森一弘^{かずひろ}氏（章氏の兄）に対し、所有権移転登記に同意するよう交渉してきた。
- その一方で、県は本件不動産の所有権を保全するため、同年9月12日に東京地裁へ対象不動産の処分を禁止する旨の仮処分を申立て、同月25日に決定を得た。
- これに対して同氏から東京地裁に対し、県から訴えを提起するよう申立てがあり、同年10月15日付けで同地裁から、1か月以内に訴えを提起するよう命ずる（起訴命令）決定を受けた。（送達は同月17日）
- 県は、同年11月17日までに訴えを提起しなければ仮処分が取り消されることから、同氏に対し、遺贈物件についての所有権移転登記手続と、明渡しを求める訴えを提起する旨の知事専決処分を11月7日に行い、同月13日に訴えの提起を行ったものである。

2 遺贈物件

物件の名称	六本木ヒルズレジデンスB棟 1905号室 (東京都港区六本木6丁目503番地)
土地面積	16,649.47㎡ 敷地権割合 1億分の67,179
建物面積	19階部分 専有面積75.44㎡

3 訴えの内容

(1) 当事者

原告 大分県
被告 千葉県市川市妙典三丁目20番9号
被相続人森章相続人 森 一弘

(2) 請求の趣旨

- ① 遺贈物件について、遺贈を原因とする所有権移転登記手続をすること。
- ② 建物の明渡しをすること。
- ③ 訴訟費用は森一弘氏の負担とすること。

(提起の理由)

大分県に遺贈された当該不動産を、遺言者の遺志に沿って売却して盲学校のために役立てるため、また相手方の申立による裁判所からの起訴命令に対応し、1か月以内に提起する必要があることから、やむなく提起を行ったもの。

4 今後のスケジュール

平成27年1月 第1回口頭弁論 <裁判期間は約1年程度の見通し>

情緒障害児短期治療施設開設及び入所児童に対する教育的支援

1 情緒障害児短期治療施設の概要

(1) 施設設置根拠等

児童福祉法第43条の2

情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

心理的・精神的な課題を抱える児童に対し、医療の観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う児童福祉施設である。入所期間の全国平均は2年4ヶ月程度で、家庭復帰や児童養護施設・里親等での養育につなぐ役割をもつ。

【施設の特徴】

- * 児童精神科等の医師が迅速に対応できる体制をとり、心理療法担当職員の配置も厚い。
- * 仲間作りが苦手な子どもに施設での生活や遊び等をとおして主体性を育てる支援を行う。

(2) 施設入所対象の児童の標準的な状態像

- 被虐待経験や周囲の環境要因により、社会生活の課題を生じている児童。
- 周囲の不適切な対応により、二次的に適応が困難になっている発達障がい児。
- 場面緘黙、強度の不安等の課題を抱えており、環境調整等で改善が見込まれる児童。
- 心身症等により、不登校の問題が生じている児童。

(3) 施設の重要性

国は、『子ども・子育てビジョン』（平成22年1月閣議決定）で、児童虐待の防止、社会的養護の充実を主要施策の一つに掲げ、平成26年度までに47か所の情緒障害児短期治療施設設置を数値目標とした。（各都道府県1か所を想定）

県では、『安心・活力・発展プラン2005』中のきめ細かな対応が必要な子どもと親への支援に関する主な取組の一つに、「情緒障害児短期治療施設の設置促進」を明記している。

2 施設設置状況

(1) 各都道府県の設置状況

- 全国：38施設（平成26年4月現在）
- 九州：福岡、長崎、熊本、鹿児島に計4施設。宮崎県は平成27年4月に開設予定。

(2) 本県初の情緒障害児短期治療施設開設

- 設置者：社会福祉法人藤本愛育会（理事長 藤本 保 氏）
- 設置場所：大分市芳河原台
- 名称：大分こども心理療育センター愛育学園はばたき
- 開設時期：平成27年4月1日（予定）
- 定員：30名（開設当初の入所児は、児童相談所が調整中）

3 施設開設に伴う学校教育

大分市が市立小・中学校の分校を平成27年4月に新設。(施設併設校)



【施設併設校のメリット】

- *生活拠点のすぐ隣に学校があるので、入所児が安心感をもって授業にのぞめる。
- *分校教員が、施設入所児への対応に関する専門的な助言を施設職員から日常的に得られる。
- *授業中に不適応行動があった場合、医師や生活指導員による迅速な対応ができる。

4 県教育委員会の対応

(1) 特別支援学級新設等の検討（本年度内）

大分市教育委員会は施設併設校（分校）の新設に際し、特別な教育課程を編成して入所児に適した教育を行うことが必要との立場から、特別支援学級の設置を想定。

県教育委員会としては、現在、学校新設に係る人員配置等について大分市教育委員会と協議中。

(2) 教員研修の実施（本年度内）

- 対象者：県内小・中学校の特別支援教育コーディネーター等
- 講師：医師や臨床心理士
- 内容：情緒障害児短期治療施設の概要、情緒障がい児の心情理解に基づく支援者の心得等に関する理解を図る。

(3) 県外施設の訪問（本年度内）

- 参加者：県立特別支援学校教員で、巡回相談を担当する者
- 趣旨：医療・生活・教育の各観点から行う支援の実際に関する理解を深め、各地域の小・中学校からの要請に対する助言・援助にいかす。
- 訪問先：熊本・鹿児島各施設とその併設校を2班で訪問。

平成 26 年度大分県子ども読書活動コンクールについて（概略）

1 趣旨

平成 24 年度までの「大分県子どもの読書活動優秀実践団体（者）」に代わり、子どもの読書活動における取組において優れた実践を行っている学校、図書館等の社会教育施設、団体及び個人の優秀な事例を表彰する。さらに、その成果を広く紹介し、子どもの読書活動についての関心と理解を深め、読書活動への参画を啓発することにより、子どもの読書活動の一層の推進に資する。

2 主催 大分県教育委員会

3 募集部門及び募集対象

○学校の部

- ・県内に所在する国公立、私立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
- ・応募する学校は、「読書活動」「学校図書館を活用した授業実践」の2つのテーマのうち、いずれかを選び、応募する。

○社会教育施設等の部

- ・県内に所在する図書館法第 2 条に規定する図書館及び社会教育法第 2 1 条に規定する公民館のほか、児童館その他の施設で、子どもの読書活動を推進するもの
- ・公、私立の別は問わず、施設の設置者が推薦することもできる。

○団体及び個人の部

- ・県内に主たる事務所が所在する団体又は県内に居住する個人
- ・自薦、他薦を問わない。

4 賞

募集部門		賞	数	副賞
学 校 の 部	「読書活動」	最優秀賞	1	図書カード 10 万円
		優秀賞	2	図書カード 4 万円
	「学校図書館を活用した授業実践」	最優秀賞	1	図書カード 10 万円
		優秀賞	2	図書カード 4 万円
社会教育施設等の部		最優秀賞	1	図書カード 3 万円
		優秀賞	2	図書カード 1 万円
団体及び個人の部		最優秀賞	1	図書カード 3 万円
		優秀賞	2	図書カード 1 万円

5 応募

○募集期間 平成 26 年 7 月 31 日（木）～ 9 月 30 日（火）（当日消印有効）

6 応募状況

募集部門		応募数	
○学校の部	「読書活動」	6	小 5、高 1
	「学校図書館を活用した授業実践」	4	小 1、中 2、高 1
○社会教育施設等の部		0	
○団体及び個人の部		8	大分市 1、日田市 2、豊後高田市 1、宇佐市 1、玖珠町 1、佐伯市 2
合 計		18	

7 審査

大分県子ども読書活動コンクール審査委員会にて審査・各賞選出。

○日時 平成 26 年 11 月 21 日（金）午後 2 時 30 分～午後 5 時 00 分

○場所 大分県庁別館 教育委員室（7 階）（大分市府内町 3 丁目 10 番 1 号）

8 審査発表及び表彰

「子どもと本をつなぐネットワークフォーラム」において表彰。

○日時 平成 26 年 12 月 13 日（土）午前 10 時 00 分～午後 4 時 00 分

○場所 大分県立図書館

大分県子ども読書活動コンクール入賞校及び施設、団体について

○学校の部・「読書活動」	応募数 6校
(最優秀賞) 由布市立西庄内小学校 (由布市)	
本の紹介や読書クイズを親子で作成し、学年 PTA で発表する取組、親子で聴く講演会の取組など、PTA と連携した「親子読書」が盛んである。保護者にも学校図書館が開放されており、家庭で図書館の話題が増え、意欲的に様々な分類の本を借りる子どもたちが増えている。また、心を穏やかにする図書の本棚への設置や、廊下や玄関先への展示コーナーの設置など、読書を促す環境づくりなど、保護者を巻き込んだ子どもの読書環境の充実に向けた取組が高く評価された。	
(優秀賞) 津久見市立保戸島小学校 (津久見市)	
毎週木曜日を「家読(うちどく)の日」として全校一斉に家庭での読書に取り組み、翌日金曜日には集会で読んだ本の紹介を行う親子読書の取組が評価された。	
(優秀賞) 臼杵市立下南小学校 (臼杵市)	
学校司書と担任が連携したブックトークにより、子どもの読書活動への意欲向上に向けた取組が評価された。	

○学校の部・「学校図書館を活用した授業実践」	応募数 4校
(最優秀賞) 佐伯市立佐伯小学校 (佐伯市)	
全学年を通して、読書の幅を広げるための授業を全教職員で意図的・計画的に行っている。本の感想を伝え合う言語活動を重視した国語科の授業を学校図書館と連動させるとともに、授業に適した図書館へと改造が行われた。その結果、国語科だけでなく、他教科での図書館活用が盛んとなり、自主的に学校図書館を訪れる子どもが増えている。図書委員会による読書郵便や図書館ボランティアの支援、PTA 活動との連携など、子ども・教師・保護者が協力して授業を支える読書環境を整備する体制づくり等が高く評価された。	
(優秀賞) 豊後大野市立三重中学校 (豊後大野市)	
学校図書館教育の全体計画や図書館活用授業カリキュラムが作成され、全職員・全教科で図書館を活用した授業研究への取組が行われている点が評価された。	
(優秀賞) 県立大分上野丘高等学校 (大分市)	
学校司書のコーディネートによる教員と連携した図書館活用授業が様々な教科で行われている点が評価された。	

○団体及び個人の部	応募数 8団体
(最優秀賞) エホント(日田市)	
「うたよみライブ」の企画や、ワークショップ、勉強会、絵本セラピー、小学校での朝の読み聞かせ等、様々な活動を行っている。特に、大きな取組として、子どもから大人までが絵本を楽しむ目的で、300人規模のお祭り「エホントまつり」を主催している。また、映画『じんじん』を自主上映し、その益金で100冊の本を図書館や児童館等へ寄贈も行っている。昨年度からは、廃校の学校図書を活かすための配本サービスを日田市と協働で実施している。絵本をきっかけに親子のコミュニケーションを深めるための特色ある取組、絵本を中心としたまちづくりへつとめる取組が高く評価された。	
(優秀賞) 大分おはなしボランティア協会(旧コンパル読みきかせの会)(大分市)	
平成16年より活動を開始し、市民図書館や小学校等で幅広く活動している。また、保健所での1歳6ヵ月検診時に行う読み聞かせは、これまで100回以上行われていることなどが評価された。	
(優秀賞) おはなしクラブありんこ(宇佐市)	
平成12年より、21人のメンバーによる小学校での読み聞かせ活動を行っている。老人ホームでのお年寄りへの読み聞かせや6ヵ月検診に訪れた親子への読み聞かせ活動等が評価された。	

第 2 回 大 分 県

子どもと本をつなぐ ネットワークフォーラム

参
加
者
募
集
!

広瀬 恒子氏 講演

「子どもと本を結び 架け橋として」



講師プロフィール：広瀬 恒子氏

1932 年東京生まれ。1968 年に世田谷で親子読書会を立ち上げ、児童文庫活動に33年間携わる。世田谷の図書館を考える会、日本子どもの本研究会、学校図書館を考える全国連絡会世話人。親子読書地域文庫全国連絡会代表。

著書：「読書ボランティア活動ガイド」「だから、子どもの本は面白い」など



日 程

平成 26 年 **12 月 13 日** (土)

会 場

大分県立図書館 視聴覚ホール・研修室

対 象

子どもの読書活動に取り組む市民グループ、図書館・学校・大学等の関係者、行政関係者、民間団体のほか、子どもの読書活動に関心のある方など 200 名程度

プログラム

- 10:00 オープニング
- 10:10 大分県子ども読書活動コンクール
入賞者表彰
- 10:40 広瀬 恒子氏講演
- 12:00 休憩
- 13:00 高校生によるビブリオバトル
- 14:10 分科会
 - ★分科会1 (2階 視聴覚ホール)
「地域のネットワークづくりのために ～豊後高田市の事例に学ぶ～」
「ネットワークの充実と連携 ～中津市の事例に学ぶ～」
 - ★分科会2 (1階 研修室)
「やってみよう！ビブリオバトル ～高校生と語る読書活動～」
- 16:00 閉会



ビブリオバトル (知的書評合戦) ルール

- ①発表者が読んで面白かった本を持って集まる。
- ②一人 5 分間でその本の魅力を紹介する。
- ③発表後、参加者全員でその発表に関するディスカッションを 2～3 分行う。
- ④「どの本が一番よみたくなったか？」を基準に投票を行い、最も票を集めたものを『チャンプ本』とする。

当日参加歓迎!!

紹介したい子どもの本、子どもの読書に関する本を持って集まろう!

平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

教育庁体育保健課

1 調査の目的

- (1) 子供の体力等の状況に鑑み、国が全国的な子供の体力の状況を把握・分析することにより、子供の体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- (2) 各教育委員会、各国公立学校が全国的な状況との関係において自らの子供の体力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子供の体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
- (3) 各国公立学校が各児童生徒の体力や運動習慣、生活習慣等を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てる。

2 調査の対象とする児童生徒

国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象。

(1) 小学校調査

小学校第5学年、特別支援学校小学部第5学年

(2) 中学校調査

中学校第2学年、中等教育学校第2学年、特別支援学校中学部第2学年

ただし、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒については、その障害等を考慮して、参加の是非を適切に判断。

3 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 実技に関する調査（測定方法等は新体力テストと同様）

[8種目] 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ（中学校はハンドボール投げ）

（※中学校は、持久走か20mシャトルランのどちらかを選択）

イ 質問紙調査

・運動習慣、生活習慣等に関する質問紙調査

(2) 学校に対する質問紙調査

・子供の体力向上に係る取組等に関する質問紙調査

(3) 教育委員会に対する質問紙調査

・子供の体力向上に係る施策等に関する質問紙調査

4 大分県における調査校数・児童生徒数

(1) 小学校（284校、男子5,186名、女子4,845名：特別支援学校含む）

(2) 中学校（131校、男子4,740名、女子4,440名：特別支援学校含む）

【資料1】

体力合計点に見る全国順位の推移

対象		悉皆調査		20%抽出調査			悉皆調査	
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
小学校 5年	男子	32	27	33	中止	20	12	9
	女子	40	37	35		35	23	13
中学校 2年	男子	39	38	33		24	21	18
	女子	43	46	45		41	41	36

文部科学省全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

【資料2】

体力合計点の伸び

(平成26年度と平成21年度の体力合計点の差)

性別	小学校5年				中学校2年				高等学校1年				高等学校2年			
	調査年度	調査人数	体力合計点	標準偏差	調査年度	調査人数	体力合計点	標準偏差	調査年度	調査人数	体力合計点	標準偏差	調査年度	調査人数	体力合計点	標準偏差
男子	H21	1,460	32	11.46	H21	1,460	38	11.46	H21	1,460	41	11.46	H21	1,460	47	11.46
	H26	1,460	32	11.46	H26	1,460	38	11.46	H26	1,460	41	11.46	H26	1,460	47	11.46
女子	H21	1,460	40	11.46	H21	1,460	46	11.46	H21	1,460	43	11.46	H21	1,460	49	11.46
	H26	1,460	40	11.46	H26	1,460	46	11.46	H26	1,460	43	11.46	H26	1,460	49	11.46

文部科学省全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

学校質問紙による調査結果(抜粋)

【小学生】	質問1		質問2			質問3		
区分	体力・運動能力向上の目標設定		体力・運動能力向上に係る取組の有無			体育授業以外に運動時間確保の取組の有無		
	している	していない	行っている	行っていない	特定の学年のみ	行っている	行っていない	特定の学年のみ
全国計	79.9%	20.1%	90.4%	7.8%	1.8%	83.4%	13.9%	2.8%
大分県	97.5%	2.5%	98.6%	1.4%	0.0%	84.9%	14.8%	0.4%

【小学生】	質問4		質問4-2			質問5		
区分	運動実施時間が少ない児童の状況把握		運動実施時間が少ない児童のための取組の有無			生活習慣改善の取組の有無		
	している	していない	行っている	行っていない	特定の学年のみ	行っている	行っていない	特定の学年のみ
全国計	59.7%	40.3%	37.4%	59.4%	3.2%	77.7%	20.9%	1.4%
大分県	79.7%	20.3%	55.1%	42.8%	2.1%	78.8%	20.1%	1.1%

【中学生】	質問1		質問2			質問3		
区分	体力・運動能力向上の目標設定		体力・運動能力向上に係る取組の有無			保健体育授業以外に運動時間確保の取組の有無		
	している	していない	行っている	行っていない	特定の学年のみ	行っている	行っていない	特定の学年のみ
全国計	65.4%	34.6%	68.3%	30.5%	1.2%	44.2%	54.6%	1.1%
大分県	90.0%	10.0%	94.7%	5.3%	0.0%	67.7%	31.5%	0.8%

【中学生】	質問4		質問4-2			質問5		
区分	運動実施時間が少ない生徒の状況把握		運動実施時間が少ない生徒のための取組の有無			生活習慣改善の取組の有無		
	している	していない	行っている	行っていない	特定の学年のみ	行っている	行っていない	特定の学年のみ
全国計	71.8%	28.2%	20.6%	78.3%	1.1%	55.9%	43.1%	1.1%
大分県	90.0%	10.0%	40.0%	59.2%	0.8%	68.5%	30.8%	0.8%

 県平均が、全国平均を10ポイント以上上回った項目